

さん 燦

事務所報
SUN 第20号
2015年7月発行



OIKE LAW OFFICE

弁護士 井上 博隆	弁護士 長谷川 彰
弁護士 野々山 宏	弁護士 坂田 均
弁護士 永井 弘二	弁護士 長野 浩三
弁護士 草地 邦晴	弁護士 小原 路絵
弁護士 茶木真理子	弁護士 上里美登利
弁護士 住田 浩史	弁護士 谷山 智光
弁護士 北村 幸裕	弁護士 福市 航介
弁護士 志部淳之介	客員弁護士 二本松利忠
弁護士 伊吹 健人	客員弁護士 大瀬戸豪志
	事務局一同



暑中お見舞い申し上げます

御池総合法律事務所は
創設20年を迎えました

御池総合法律事務所が、平成7年7月1日に河原町法律事務所と井上・坂田法律事務所の合併によって誕生してから、ちょうど20年を迎えました。創設時は6名であった弁護士も、現在は18名となっています。事務局スタッフも17名で構成しています。

20年前は、現在の京都駅ビルは開業しておらず、地下鉄烏丸線は北山駅まで、地下鉄東西線はまだ開通していませんでした。法曹を取り巻く環境も、弁護士過疎地域への公設事務所の設置、法科大学院による法曹養成制度の転換、刑事裁判への裁判員制度の導入など、司法制度改革によって、大きく変貌をとげた20年でした。

当事務所の弁護士、事務局スタッフは、大きな変化の中で、さまざまな思いや問題意識をもって、社会のフェアネスの実現と専門的かつ総合的な法的サービスの提供を目指して模索してきましたし、これからも切磋琢磨し研鑽していきます。今回の「燦」はこれまでの御池総合法律事務所の20年を振り返り、またこれからを考えていく特集としました。

21年目を歩み出すにあたって、心を新たにして、皆様に「燦」をお届けいたします。

御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバンエクス御池ビル東館6階
TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012
E-mail oike@oike-law.gr.jp
URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

2015/7
No.20

これまでの御池総合法律事務所



平成7年設立時

来し方、事務所開設の頃、これから

弁護士 井上 博隆



1 来し方

昭和53年（1978年）、大学院の先輩であった松川雄次先生のお誘いを受け、大阪の松川法律経理事務所（現、滯標綜合法律事務所）で弁護士の第一歩を踏み出しました。

ここには、弁理士、税理士、司法書士もいて、多方面の事案に関わらせていただきました。また、松川先生からは、筋の悪い事件に手を出すな、収入にこだわるな、困っている人にはその人なりの対応を等、弁護士としてのあり方をいろいろ教わりました。

その後、病を得たこともあり、昭和57年（1982年）、学生の頃から懇意にいただいていた、ゼミ、サークルの先輩の寺田武彦先生の寺田法律事務所にお招きを受け、京都に帰ってきました。

寺田先生からは、弁護士業務だけではなく、もっと広い視野で社会的に役立つ活動などにも力を入れることの重要性を説かれました。

ただ、ほとんど事務所の事件だけをしていたことに見かねられたのか、弁護士として自立するためには、独立して経営の苦勞も味わった方が良いと言われ、背中を押されるようにして、昭和59年（1984年）、寺町丸太町西南角の小さなビルで井上法律事務所を開設しました。

今の事務所の電話番号とFAX番号は、友人が知り合いの税理士さんが亡くなり廃業されるので買わないかと勧めてくれ、当時良い番号の電話加入権は相当の価格がしましたが、良心的に分けていただきました。電話番号から老舗の事務所と勘違いされる人もいました。

松川先生や寺田先生等から、独立当初は、訳のわからない事件や危ない事件を持ち込まれることもあるので注意するように言われていました。案の定、相談があるのだけれども酒を飲みながらでないとダメとか、知人が拘置所に入っているのだけれども差入をしたい、何が入っているか聞かずに見ずに差入をしてほしい等という話もありました。

また、面と向かって、酒も飲めず、ゴルフもせず、つきあいも嫌いで、よう弁護士やるなあとされたこともありました。

一ヶ月ほど、する仕事がなく、事務員さん相手に何

にもすることがないなあとぼやいたこともありましたが。

しかし、それはそれで、あいつはつきあひも悪いし、変わってるけど、仕事はまじめにやりよるし、話してみたら納得のいく話をしてくれるし等と思ってくれる友人や知人等が少しずつ相談案件などを持ってきてくれるようになりました。

昭和63年（1988年）、御池柳馬場西南角の朝日新聞のある京都朝日ビルに移転しました。しばらくして、会派の懇親会で、ニューヨーク大学留学後東京青山法律事務所に勤務していたところ、家庭の都合で京都に戻り、事務所を開こうとしていた坂田均弁護士と出会いました。坂田弁護士は、受験中から見知っており、今後のあり方等を話しているうちに、一緒に事務所をしようということになり、平成元年（1989年）、「井上・坂田法律事務所」を設立することになりました。

2 御池総合法律事務所開設の頃

御池総合法律事務所は、平成7年7月1日、長谷川弁護士と野々山弁護士が開いていた河原町法律事務所と井上・坂田法律事務所を合併して開設しました。当時、勤務弁護士として河原町法律事務所には永井弁護士が、井上・坂田法律事務所には長野弁護士がいました。

合併話は、この1年以上前にあったのですが、事務員さんも含めて機が熟さず、一度頓挫したことがあります。その後、半年くらい前に、もう一度、真剣に考え直すということになりました。

井上は、京都市消費者保護条例の改正、情報公開条例、個人情報保護条例等に関わっており、長谷川弁護士と野々山弁護士は悪徳商法の問題に関わっていて、していることは違っていました。ともに、当時消費者保護委員会に属しており、また、坂田弁護士と野々山弁護士は、欧州独禁法調査や中国全人代法制工作委員会訪問を通じて、また、坂田弁護士は、長谷川弁護士からマルチメディアの関係で北川善太郎先生を紹介してもらって、親しくなり、互いに気心がわかってきたことが根底にあったと思います。

基本的な考え方は、事務所開設の案内書に「現代は社会が非常に複雑になり、法律問題も複雑かつ多様になってまいりました。一人の弁護士がこれら様々な問題のす

べてに広く深く精通することが困難であるとの共通の認識の下に、皆様に、どんな案件でも、より高度の法的サービスを、より速く、より経済的に提供できるように、各人の従前から蓄積してきた知識や経験を総合的に生かそうとする考えで合併することになった次第です。」と書いているとおり、この点に異論はありませんでした。

しかし、特に憲法上弁護人依頼権が認められている刑事被告人事件について反社会的勢力から受任の可否、事務所経費の負担のあり方、事務員さんに求める資質のあり方、記録の作成・保管方法、事務所の場所等、いろいろな意見が分かれ、ほとんど毎週、時には大きな声を上げながら議論して集約していきました。

これは、事務所開設後も続き、今日まで、事務所のコア意識・態勢がぶれずに続いてこれる結果になったと思います。

3 これから

これらの議論のうち、未だ完全に集約し切れていない問題や、時が解決してくれるのを待たなければいけない

問題もあります。

また、事務所の規模・取扱事件、パートナー弁護士と勤務弁護士の関係、法人化をするべきか、弁護士と事務員さんとの関係を事務長制にするべきか等、いろいろ検討しなければならない問題もあります。

今後、当初のパートナーの引退後の事務所のあり方も視野に入れておく必要があります。

これらは、次代の人達にも考えていただきたいことでもあります。

「燦」第1号で、世阿弥の風姿花伝の「家として続いているだけでは道の家ではない。道を承継してこそ道の家である。」という現代語訳を紹介しました。

次代の人達も「道」を模索し承継し続けていってくれるものと考えています。皆様のご支援をお願いします。

自分のことをいうと、これまで、顧問先・依頼者の皆様方、諸先輩、友人、知人、事務所の皆様、親族等、いろいろな人達から支えられてきたことを痛感します。本当に有難うございました。これからもよろしくご厚誼のほどお願いいたします。

20周年を迎えて～事務局から～

当事務所は、本年7月をもって、20周年を迎えました。

私に関していうと、入所して、右も左もわからない新米時代から、あっという間に16年が過ぎました。このように長い間勤務できますのも、弁護士の先生方はもちろん、入所当時ご指導いただきました諸先輩方、既に退職された同僚方、また現在一緒に勤務する事務局の方々のおかげです。この場をお借りして感謝いたします。本当にありがとうございます。

私が入所した当時、弁護士は7名、事務局は9名でした。

ほぼ毎日行っていた裁判所は、まだ建替前の仮庁舎で、調停係などは旧春日小学校にあったことを思い出します。

現在所属弁護士18名、そして事務局は17名体制となり、人数が増えたことはもちろんですが、携帯、パソコン、インターネットなどの普及や法律改正などで、ワークスタイルはめまぐるしく変化してい

きました。長く勤めていまして、いつまでも慣れることはなく、日々新しいことの発見で、現在もその状況は変わらず、毎日が勉強です。

ただ、変わらないことは、とても風通しのよい職場環境で、また、事務局ひとりひとりが、弁護士のサポートをする上で、常に高いレベルの知識・ノウハウを持つよう心がけ、それが依頼者の皆様の満足につながるようにと、日々努めていることです。

事務所開設20周年は、弁護士はもちろん、私たち事務局ひとりひとりにとっても、大きな節目です。今後さらなる当事務所の発展を、弁護士とともに皆様にご報告できますよう、事務局一同、身の引き締まる思いでおります。

私については、優秀な先輩及び後輩たちに遅れないよう、これまで以上に気を配り、事務所そして依頼者の皆様に貢献していけますよう、一生懸命がんばっていきたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 高橋 八千代

これまでの御池総合法律事務所



平成7年設立時

御池総合法律事務所の20年

弁護士 長谷川 彰



1 御池総合法律事務所前史 ～河原町法律事務所の誕生～

当事務所の設立時メンバーである野々山弁護士と私は、司法修習35期の同期で、研修所時代はともにクラス連絡委員会の副委員長を務めました。野々山さんとは、司法試験に合格した年の口述試験対策を京大の図書館でやっていたときに知り合い、合格して弁護士になったら、いずれは共同事務所を開設しようと誓い合っていたのです。

修習終了後、野々山さんは京都の芦田禮一先生のもとでイソベンとなり、私は、大阪の中嶋邦明先生のもとで、イソベンとなりました。それから4年間のイソベン生活を経て、昭和62年4月に河原町法律事務所を開設しました。私の恩師である故北川善太郎先生からは「河原町」という名称は法律事務所にそぐわないとのご指摘を受けましたが、野々山さんも私も消費者被害事件に力を入れて取り組んだ結果、当事務所開設までの約9年間で「河原町法律事務所」は、消費者問題を牽引する事務所として、それなりに京都に定着したと自負しております。

河原町事務所の事務所報「薫風」も広くご愛読いただきました。

2 御池総合法律事務所の創設

平成7年7月1日、井上・坂田法律事務所と河原町法律事務所が合併し、御池総合法律事務所が、烏丸御池に誕生しました。地下鉄東西線開通の2年前のことです。

合併話のそもそもの始まりは、消費者被害事件の一環として証券不祥事問題に取り組んでいた野々山さんが、日興証券株式会社に対し株主代表訴訟を提起した弁護団で、坂田さんと共に闘ったことが一つのきっかけとなって、これからの弁護士及び法律事務所のあり方を語る機会が増え、これが発展していったことにあります。

一つ問題になったことは、事務所の場所をどこにするかということでした。井上さんは、朝日新聞社ビルに事務所を構えており、ここに相当な執着を持っておられました。当初は、朝日新聞社ビルの部屋を借り増して新事務所にするということも検討しました。

ところが、この年の1月に発生した阪神・淡路大震災で、様相が一変しました。耐震構造のしっかりした新しいビルで新事務所を開設しようという機運が急速に盛り上がったのです。そして、この年の3月に竣工したアーバネックス御池ビルに入居することを全員賛成したのでした。

3 開設から10年目ころまで

坂田さんは、弁護士20名の事務所をめざすと主唱していました。私は、正直そこまで大きな事務所になると思っていなかったのに、開設2年目には草地さん、4年目には由良さんと順調にメンバーが増え、平成14年には10名の弁護士が所属する事務所になりました。開設10年目ころには、ほぼ現在のパートナーが揃い、現在18名の事務所になり、20名は目の前という状況になっています。

この20年の間には、弁護士過疎解消のため宮津のひまわり基金法律事務所に赴任した由良さん、中国をはじめとする国際法分野に羽ばたいた高槻さん、訟務検事として東京で活躍する相井さん、内閣府消費者委員会の任期付公務員となった増田さんなどを輩出しました。消費者契約法の成立や集団的消費者被害救済制度の成立にも寄与し、野々山さんが、国民生活センターの理事長を4年近く務めるなど、消費者保護の分野でも存在感を示しています。

こうしてみると、所属する弁護士一人一人が得意分野で思う存分活動するという事務所の理念は、貫いてくることができたと思います。

4 最後に

私自身の近況を簡単に述べますと、昨年還暦を迎え、体力の衰えと闘いつつ、事件関係では医療事故被害者の被害回復や先物・証券被害者の救済に力を入れています。また、法曹一元制度という夢の実現に向けた活動も諦めずに地道にこつこつやっております。そして、今年から京都弁護士会の京都府南部地域における地家裁支部設置推進本部の本部長代行に就任しましたので、裁判所支部の創設に向けて、地元自治体の議会が裁判所支部創設を求める決議を挙げていただくよう働きかけていきます。

この20年を振り返って



平成7年設立時

20数年前を振り返って

弁護士 坂田 均



平成元年7月、「母が倒れた」という連絡があり、急遽京都に戻りました。父を看病していた母の予想外の事態でした。当時、私は東京で渉外系の東京青山法律事務所勤務しており、仕事も生活も充実してきた矢先の出来事でした。私はその日の新幹線で京都に戻り、結局、事務所は1か月後に退職しました。

事態が落ち着いた11月頃、坂本正寿先生の勧めで信和会（弁護士政策グループ）の会合に参加しました。そろそろ事務所を開設しようと思っていた頃でした。その会で偶然井上博隆弁護士と再会し、色々なお話をしました。翌日、井上弁護士から「一緒に事務所やりませんか」というお電話をいただきました。突然のことで驚きましたが、あまり迷うことなく申し入れをお受けしました。

この偶然によって、翌12月から井上弁護士のもとで弁護士生活を再開することになるのです。

京都でどのような弁護士活動をしたらいいのか、展望は開けていませんでした。

坂本先生のところにご挨拶に伺ったときに、「これからどうするんや」と聞かれ、考えがまとまっていたわけではありませんでしたが、「企業法務のできる法律事務所を作ろうと思います。10年以内に弁護士10名、最終的には20名くらいの規模にしたい。」と答えました。東京にあるような事務所を作ったかったのでしょう。残念ながら先生の反応は、「京都では難しいな」でした。個人事務所が主流だった当時の京都の状況からして当然の反応でした。「やっぱりあかんか」「京都で何していい」と途方に暮れたのを覚えています。

平成2年4月に父を亡くしました。私が弁護士になったことを一番喜んでくれた父でした。父の死から一週間もたたない頃、修習中英書購読会でお世話になった折田泰宏弁護士から、「シャープが社内弁護士を探していますが行きますか」というお話をいただきました。途方に暮れていた当時の私には大変ありがたいお話で、喜んでお受けしました。それから、2年間、大阪長池にあるシャープ本社にパートタイム社内弁護士として通いました。東京青山法律事務所では、主に、外国企業に対す

る日本法のアドバイスをしておりましたが、シャープでは、アメリカ、欧州、中東、アジアと豊富な事業先の案件について相談があり、大変勉強になりました。

その後の私の行方を左右する野々山宏弁護士とは、日弁連欧州独禁法調査旅行や中国全人代法制工作委员会訪問団で意気投合し親しくなりました。平成5年頃のことですが、「合併しよか」といった一言が、大きな山を動かすことになりました。2年後に「御池総合法律事務所」が誕生しました。平成5年頃と言えば、マルチメディア時代が到来したと大いに騒がれ、私も、修士論文が著作権法であったこともあって、興味を持って勉強していました。野々山弁護士とパートナーを組んでいた長谷川彰弁護士に会食の席でマルチメディアの話をしたところ、早速、「京大の北川善太郎先生が興味を持ってはるわ。紹介してあげる。」ということになりました。北川先生は当時コピーマート構想を発表され社会的に注目されていました。平成8年頃、北川先生は比較法研究センターで「マルチメディア著作権研究会」という東京、大阪、京都の企業を対象にした研究講座を発足されました。私は、この研究会で、コーディネーターを1年間やらせていただくことになりました。参加者皆さんと近未来について手探りの議論をしていた記憶があります。刺激的でした。この時に知り合った多くの方々とその後もお付き合いをいただいています。長谷川弁護士との縁はこうにして広がっていきました。

矢野塾のことについても触れておきたいと思います。平成4年頃、高校時代からの友人であるイセトーの小谷達雄氏から、地元の若手経営者の勉強会があるけれども参加しないかというお誘いを受けました。京大の矢野暢先生が主宰されている「矢野塾」でした。毎月矢野先生から与えられたテーマについて皆で議論するという方法で会は進められていました。規模は20名を超えていたと思います。皆さん若かったです。政治、経済、歴史、哲学、文学など未知の分野について慣れない頭を捻っていました。その後、会員の皆さんは立派に京都の文化界や経済界を支えておられます。

私は、平成4年3月でシャープを辞め、京都で弁護士業務に専念することになりました。当時、シャープで法務室長をしておられた菊地兵吾氏が、京都で地盤のないおぼつかない私を心配して、オムロンで法務室長をしておられた辻本勲男氏を紹介してくださいました。同氏からは京都の企業の状況、弁護士に期待すること等についてご指導いただきました。

私がライセンス関係の勉強会を計画したところ、シャープの水木弘氏、野田康子氏やオムロンの玉置秀司氏に参加していただけることになりました。京セラの三島幸男氏やスクリーンの森茂喜氏にもお声掛けしたところ参加していただくことができました。

平成4年5月に発足した「ライセンス勉強会」では、アメリカのソフトウェア著作権判例を読むことになり、判決を原文で読んでいました。今のようにデータベースもなく判例入手が大変でしたが、最先端のことをやっているという自負心もあって、皆さん良く勉強しておられま

した。教えられることの方が多かったように記憶しています。この勉強会は、その後、現在の関西企業法務研究会へと発展してきています。現在は、ライセンス関係にとどまらず、様々な法分野を勉強しており、法務スタッフの横のネットワーク（研修の場）として機能しています。

このように過去を振り返りますと、多くの人々に支えられて今日があるということを痛感します。ここにお名前を挙げるのでできなかった方々もたくさんおられます。現在、私には若い頃の「期待度」はありませんが、支えていただいた方々の恩に報いるため、ミッションを確実にやり遂げなければならないと感じています。

道半ばですが、御池総合法律事務所を皆様のお役にたてる法律事務所にするために頑張りたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

この20年を振り返って



平成7年設立時

これまでの20年と最近のこと

弁護士 長野 浩三



1995年に御池総合法律事務所が誕生して20年となる。私が弁護士登録したのも同じ年なので私の弁護士としての活動も20年となる。それぞれが専門分野を持ち、総合病院のような法律事務所にとの理想を掲げて誕生した当事務所で1年目の弁護士だった私は、登録当時、自分の専門分野をどうするか考えていた。当時、私は、井上弁護士の仕事を多く手伝っていたアソシエイトであったことから、金融（特に債権回収）の事件をたくさん担当し、判例集にもいくつかの事例が掲載された。しかし、金融機関の顧客がいなければこの分野の仕事は続かないことから、独立後に自分の専門分野とすることについてはあまり現実的に考えられなかった。その後、たまたま、東京海上日動火災保険株式会社の損害サービスの仕事をすることになり、この分野を業務の中心に据えることとなった。専門分野といえるためには、取り扱う数が多いのをいうし、ノウハウを蓄積することによってより効率的に仕事することが可能となることから、報酬をいただく業務としては基本的に損害保険関係だけを扱うこととした。それまでは不動産関係、貸金、債務整理、離婚、相続など一般的な事件を一通りやっていたが、これらについては依頼があれば基本的に他の弁護士に任せ

て、損害保険分野に集中することとなった。近年は、弁護士が扱う事件、特に訴訟事件数が減少しているといわれているが、交通事故をはじめとする損害賠償事件は増加しているようであり（これには損害保険各社が、被害者になった際の弁護士費用を担保する弁護士費用特約を附帯するようになったことも大きく影響している。）、私の取り扱う事件数もかなり多数になった。損害賠償事件についても自動車保険ジャーナルに取り扱った裁判例が相当数掲載されたし、この分野の取扱件数としては全国、少なくとも京都ではトップクラスの弁護士になったはずである。損害保険の仕事は最新の法律上の論点があるものや医療知識が必要な事件などアカデミックな一面がある一方、いわば「きった、はった」の活動をしなければならない泥臭い面がある。さまざまな苦情を申し立てる被害者やいわゆる示談屋、反社会的勢力など一般の人や損害保険会社の従業員だけでは対応しきれない者らへの対応だ。特に示談屋、反社会的勢力については、何度でも不当とも思われる請求をしてくる可能性があることから、相手にする際には徹底的に対応することを心がけた。不当な請求を行えば弁護士がでてきて却って酷い事態になると思わせることが再発防止に一番良いからだ。

10年くらい前までは示談屋もそこそこ見かけたように思うが、最近は暴対法などの影響もあるのか、あまり典型的な示談屋は見かけなくなったように思う。損害保険の仕事を本格的に始めて約16年になるが、私の業務の大きな柱となり、自分の「専門分野」といえるものになったと思う。

もう一つの私の専門分野は消費者問題、特に消費者契約法や特定商取引法などが問題となる消費者契約の分野だ。弁護士になって人権問題を扱いたいと思っていた私は、学生時代から知っていた水俣病京都訴訟の弁護団に入ったり、市原野ごみ焼却場差止事件の弁護団に入れてもらったりしたが、環境分野の事件はその後には担当していない。弁護士登録時、これからは消費者の人権が大きな問題になると思った私は京都弁護士会消費者保護委員会に入った。そこでは、マンションの賃貸借契約で退去時に原状回復費用が敷金から差し引かれ、敷金が返還されない、敷金を超える金額を請求されるなどのトラブルが社会問題化していた。この問題に消費者保護委員会で取り組み、「Q&A敷金保証金トラブル」を京都弁護士会で刊行し、これは自主出版としてはかなりたくさんの部数が発行された。また、同時期に同委員会で銀行取引約款の問題に取り組み、シンポジウムを行った。この問題は後に日弁連の人権大会や旧大蔵省などの審議会などでも取り上げられ、最終的に平成12年、銀行取引約款の「ひな型」は廃止された。この問題の研究の際に、ドイツに約款規制法という不当な約款条項を無効とすることなどを内容とする法律があることを知った。

1997年には韓国とドイツ・オランダに約款規制法の調査に赴いた。海外の法律調査については、その後、イギリス、フランス、ドイツ、ベルギー、アメリカ、今年のオーストラリア・シンガポールなど何回も参加している。海外の法律調査は、単なる観光旅行ではわからない、その国の文化や考え方といったものが影響していることがよくわかり、また、その分野に取り組むきっかけとなることから、特に若手の弁護士は積極的に参加したほうが良いと思う。

その後、近弁連、日弁連で「消費者契約法」の立法案を作成する作業に加わった。最初は「消費者契約適正化法」案だったが、近弁連で「消費者契約法」案としたものだ。現在ある消費者契約法も国民生活審議会で当初議論されていた際には「消費者契約適正化法」だった。最初に「消費者契約法」を使ったのは近弁連での我々の報告書だ。上記のとおり、国生審でも同様の議論が始まっており、2001年に消費者契約法が施行された。

私が事務局長を務める京都敷金・保証金弁護団ではマンション賃貸借契約の不当な原状回復条項、敷引条項、更新料条項が消費者契約法10条により無効であるとして

訴訟を迫行した。不当な原状回復条項については、大阪高判平成16年12月17日判例時報1894号19頁がこれを無効とした。敷引条項や更新料条項についても多数の無効とする下級審判決を獲得したが、これらについては、残念ながら平成23年に最高裁で基本的に有効との判断がなされた。この最高裁の判断は間違っており、何年かしたら是正される（させる）と考えている。

消費者契約法施行後は、同法違反行為の差止制度である消費者団体訴訟制度の立法運動などを日弁連や消費者団体で行った。2004年に設置された国民生活審議会消費者団体訴訟制度検討委員会には日弁連の推薦で委員となり、同制度の立案についての意見を述べた。同制度が2007年に施行された後は、従前から活動していたNPO法人京都消費者契約ネットワーク（以下、「KCCN」という。）が適格消費者団体の認定を受け、差止訴訟を行った。私自身は同団体の理事、事務局長として、また、訴訟代理人として同団体が行う差止訴訟に積極的に関わった。KCCNでは、これまでに14件の差止訴訟を提起しており、これは12ある全国の適格消費者団体が提訴した数の1/3を超えている。その中には、全国で2000万件以上あると言われる冠婚葬祭互助会契約の解約料を無効としたもの（最高裁で確定）や、クロレラチラシの配布差止を認めたもの（控訴審に係属）、1審で何千万件とある携帯電話通信契約の解約料条項を無効と認めたものなどがある。同制度は一般の消費者では取り組みえない少額多数被害について適格消費者団体が取り組み、改善は正させるものであり、極めて大きな効果を持つことがあるため、積極的に取り組んでいく必要がある。

2013年には消費者団体が消費者に代わって事業者に対し訴訟を行い、勝訴した後に個別の消費者から授權を受けて事業者から金員を回収し、消費者に分配する集団的消費者被害回復制度が立法化された。この制度によって消費者団体は差止請求による被害予防のみならず、被害回復の権限をもつことになり、より一層消費者の権利擁護に深く関わることになる。この主体となる特定適格消費者団体になるための準備を上記KCCNでは行っている。同制度は2016年12月までに施行される予定である。

このほか、2007年のNOVAの解約料無効訴訟の最高裁判決などにも関わった。

消費者契約に関する活動はほとんど経済的にはペイしないが、社会的に大きな影響を与えられることからやりがいがある。

損害賠償、消費者契約、2つの分野を柱にした弁護士業務だが、弁護士業務も折り返し点近くにいると思われるので、今後どれだけできるかをよく考えながら悔いのない形で業務を遂行したい。

20 周年特別寄稿

法曹養成と On the Job Training

京都大学名誉教授
元最高裁判所判事

奥田 昌道

2004年にスタートした法科大学院制度と法曹養成の理念は、10年を経た今日、大きな壁に阻まれようとしている。少数の法科大学院を除いては、受験者の減少、教育内容の低下、司法試験合格に傾斜した学習など、当初の理念から外れた状況が見られる。その上、法科大学院の不人気は、法学部の不人気へと繋がっているように思われる。さらに、法科大学院制度の発足と共に、研究者養成機関であった大学院（研究大学院）は、実定法に関しては進学者が皆無に近い状況であり、この分野の研究者の養成を今後どのようにすべきかは極めて重要かつ喫緊の課題である。これらの問題のすべてを論ずることはできないので、ここでは、法科大学院での学習とその後1年間の実務修習を経て法曹の道に進んだ人たちのその後の研鑽の在り方についての私見を述べてみたい。

かつては2年間行われていた司法修習の期間が現在は1年に

縮減された。法科大学院での実務教育が理想的な姿で行われたとしても、複雑かつ多様な新しい法的諸問題が国際的広がりの中で登場する今日、実務上の諸課題に対応する観点からは、法科大学院での教育は、所詮、基礎理論的なものにとどまらざるを得ないし、それに接続する司法修習も同様に基礎的な訓練にとどまらざるを得ないであろう。大切なことは、その後の実務において直面するいかなる問題に対しても、自ら解決の方向性を探り、解決策を生み出していくことのできる能力を培うこと（「伸びしろ」の豊かな人材の育成）ではなかろうか。そして、私の知る民事の分野では、裁判官には裁判所内での様々の研鑽の機会（所属の部での事件処理における研鑽のほか、共同研究会など）が用意されている。

弁護士の場合は、所属も仕事の仕方とも様々で一概にどうあるべきだとは言えないにしても、研鑽を積み重ねることの必要性・重要性は変わらない。こうした観点から、御池総合法律事務所は素晴らしいと思っている。年2回発行されている「御池ライブラリー」は、時々の実務的・理論的重要問題を分担しつつ、共同研究の成果として発表されている。このようなOn the Job Training が継続的になされる法律事務所が多ければ多いほど、全体としてレベルの高い法実務が行われることになるのではなかろうか。債権法の改正にしても、全容を把握するのは容易ではないが、研鑽の材料が増えたものとして、意欲的に取り組んでいただくようエールを送りたい。

居眠り法廷

京都新聞社会福祉事業団
常務理事

直野 信之



黒い法服の裁判官が、少し前傾姿勢のまま顔を閉じ、居眠りを始めた。検察官も足を組んで身じろぎすらしめない。明らかに、うつらうつらとした状態に入っていた。昼下りの法廷。老弁護士だけが滔々と被告人の情状をまくしたてている。傍聴する私もいつの間にか睡魔に引き込まれてしまっていた。

もう四半世紀も前の話だが、私は京都地裁を主な活動拠点とする司法記者だった。閉廷後、老弁護士に「裁判官は居眠ってましたね」と声をかけると、「そんなことは分かっている。弁論は被告人を納得させるためだよ」と答えた。

事件の概要は忘れてしまったが、被告人は起訴事実を認め、争点らしい争点のない裁判だった。それでも老弁護士は孤軍奮闘していた。本来、法廷はもっと真摯な場であるべきだが、老弁護士の答えに妙に納得してしまった。

刑事、民事を問わず、当事者にとって裁判は理不尽なもの

である。特殊な事件を除けば、事件は自動的に振り分けられ、審理する裁判官が当事者が選ぶことはできない。当事者の声に真剣に耳を傾け、丁寧に審理する裁判官もいれば、おごりな者もいる。常時、200件以上（もっと多いかも）の訴訟を抱える裁判官にとって昼下がりの睡魔に抗しきれないもの分らぬではない。

当事者が唯一選択できるのは弁護士だけである。しかし、いざという時に弁護士を、どう探したらいいのだろうか。費用はどれぐらいかかるのだろうか。秘密を守ってくれるのだろうか。知り合いの弁護士がいれば意見を聴くこともできるのだが、ほとんどの市民にとって弁護士は縁遠い存在である。

医師に外科や内科、眼科や皮膚科など専門領域があるように、弁護士にも得意分野があるだろう。刑事事件は苦手という人もいれば、離婚問題は避けたいという弁護士もいる。

司法記者だったころ、知人から弁護士を紹介してほしいという依頼が度々あった。しかし、その要望に応えることは、ほとんどなかった。下手に紹介して知人に不利な結果になっては、と危惧したからだ。弁護士会や自治体の法律相談などを通じた弁護士選任を薦めることにしていた。

それほど市民にとって弁護士選任は悩ましい。大切なのは当事者と弁護士の信頼関係だろう。昼下がりの法廷で孤軍奮闘していた老弁護士は、すでに鬼籍の人となっている。

御池総合法律事務所の皆様へ

木上 寛子 (旧姓：相井)

開所20周年、おめでとうございます。

私が御池総合法律事務所を退所してから早くも2年が経ちましたが、その後も、皆様が多方面においてご活躍のことと伺っております。

この度、このような機会を頂戴して、とにかく、大好きな御池総合法律事務所の魅力と感謝の気持ちを少しでもお伝えできればと思います。

私が最初に御池総合法律事務所に伺ったのは、平成19年秋に、司法修習が始まる前に参加した事務所訪問のときでした。このときは、法律事務所がどのようなものかも全くわからず、社会見学のような気分で、先生方のお話を伺っていたように思います。その後、平成20年2月から1ヶ月半、長野先生の下で弁護修習をさせていただき、御池総合法律事務所の魅力に取り憑かれ、ここで働きたいと強く思うようになり、入所を希望するに至りました。

そして、平成21年1月から、主人の転勤に伴って東京へ転居するまでの4年3ヶ月間、アソシエイトとして、主として長野先生の仕事をさせていただきました。この間、いろいろな種類の仕事をさせていただいて大変勉強になったのですが、それ以上に、御池総合法律事務所の弁護士は皆かなり個性が強く（完全に個人的な印象を言いますと、頭の回転が超人的に早く驚くほどスピーディーな事件処理をする長野先生をはじめ、徹底的に調査と議論を尽くす職人のような先生、経験に裏打ちされた嗅覚でカリスマ的な事件の見立てをする先生

などという感じです。先生方、怒らないでくださいね。）、このような先生方の下で仕事ができたことが私の何よりの財産になったのではないかと考えております。先生方には、弁護士、法律家としてはもちろん、社会人としての基礎をたたき込んでいただき、それは今でも職業人としての私の基礎を築いているものと思っています。

長野先生のほかにも、それぞれの先生がご専門とされる分野の事件と一緒に担当させていただき、とても勉強になりました。また、期が近かった福市先生、北村先生とは、よく飽きもせずにあんなに一緒に飲んでいたなあと思うくらい、たくさん一緒に飲みに行き、どうでもいい話をたくさんしましたし、御池グルメ部という部活動を装った要するにおいしいものを食べる会もあり、仕事以外にも数え切れない楽しい思い出がたくさんあります。

御池総合法律事務所を退所後、私は、任期付公務員の制度を利用して、平成25年4月から東京法務局訟務部付、平成27年4月から法務省訟務局付として、いわゆる訟務検事の仕事をしています（現在の仕事に就く際にも、井上先生が、ご自身も挑戦したいくらい勉強になるおもしろそうな仕事だと言って背中を押してくださり、この点、大変感謝しています。）。無事に任期を終えたときに先生方の下へ胸を張ってご報告に行けるよう、御池総合法律事務所でご学んだこと、ボスにたたき込まれた職業人としての気概を忘れずに、もっともっとがんばっていきたいと思っています。

長くなりましたが、この度は、20周年本当におめでとうございます。

御池総合法律事務所の益々のご発展と、皆様のご活躍を祈念しております。

御池総合法律事務所でも過ごした日々を振り返って

増田 朋記

私は京都に生まれ、京都で育ち、2011年から御池総合法律事務所に入所して京都の弁護士として働くこととなりました。こう書くと、ごく自然な流れで地元に着いたようですが、実はそうではなく、ご縁の巡り合わせと少しの偶然によって導かれた結果だったのです。

司法試験に合格した後、私は京都の地を離れ、約一年の間を山口県にて司法修習生として過ごしていました。当時、私は、弁護士の偏在という問題を解消するため、法律事務所があまり開設されていない地域で開業するということを考えており、京都に戻ることはあまり考えていませんでした。ところが、修習中に実際に多くの弁護士の方とお話させていただくうちに、私は、社会の理不尽に苦しむ多くの人の助けとなるためには、個々のご相談に応え、事件を解決していただくだけでなく、そのような現場での経験を活かし、立法や行政という場面にも関わっていくことが必要ではないかと感じるようになりました。そうした中で、巡り会ったのが御池総合法律事務所だったのです。

山口で私の修習担当をしていただいた弁護士のご縁で、私

は御池総合法律事務所の長野浩三弁護士にお会いしました。そこで、長野弁護士が、消費者問題に取り組み、かつ、その経験をもって任期付公務員となることを目指す弁護士を求めているということを知ったのです。今思えば、とても奇跡的なことだったのですが、私がやりたいと思っていたことと、求められていたことがまさしく合致したのです。そうして私は御池総合法律事務所に入所することとなったのです。

私にとって御池総合法律事務所は理想の職場でした。上記のような経緯もあり、私は自分のやりたい仕事に積極的に打ち込み、他では得ることができなかったであろう濃密な経験を積むことができたからです。御池総合法律事務所は、京都の中では大所帯の事務所ですが、所属する弁護士が皆それぞれの志を持って弁護士活動を行っており、なおかつ互いに協力し合い、高め合うことができるという環境にあり、新人弁護士であった私も、その環境の中で充実した日々を過ごしたのです。

そして今、私は、内閣府消費者委員会事務局において任期付公務員として働いております。晴れて目指す所に至ったわけですが、御池総合法律事務所でご育ていただいた皆様に恥ずかしくないよう、培った経験を活かして役割を果たし、任期終了後には胸を張って京都に凱旋したいと思っています。



平成14年入所時

より信頼される事務所を目指して

弁護士 茶木 真理子



1 当事務所は、平成27年7月1日に20周年を迎えました。私の担当は、「これからの御池総合法律事務所」を語ることはありますが、将来について考える前に、少し私自身の過去を振り返ってみたいと思います。

2 私は、平成14年10月に弁護士登録をし、当事務所において弁護士としての一步を踏み出すことになりました。同期入所したのは小原弁護士、当初私は長谷川弁護士のアソシエイトでした。その後、現在に至るまでの約13年間、当事務所に所属し弁護士業務を行ってきましたが、そのほとんどの期間が子育てとの両立となりました。

私は、第一子をアソシエイト時代に出産しました。当時は慣れない子育てで、仕事の方も与えられた目の前のものをこなすだけで精一杯でした。仕事帰りに、家で子供が待っているのに、このまま家に帰らず一人でどこか遠くへ行ってしまう、などと考えることがしばしばありました。母親、弁護士のどちらもが中途半端ではないかという思いは常にありました。第二子はパートナーになってからの出産でしたが、二度目で余裕ができるということはなく、逆に、子供が二人となった生活に戸惑い、なかなか慣れることができませんでした。

3 そのような中、何とか今日まで弁護士を続けることができたのは、当事務所の他の弁護士の理解があったからに他なりません。私は、毎日、どの弁護士よりも早く帰宅していましたが、これまでに非難めいたことを言われたことは一度もありません。13年間、中途半端ながらも、弁護士としての経験を少しずつ積み重ねてくることができたことは、現在の私の大きな財産となっています。

また、私は、長谷川弁護士の後、野々山弁護士、永井弁護士のアソシエイトとなり、パートナーになってからも、多くの弁護士と一緒に仕事をする機会を与えてもらっています。このように、たくさんの弁護士の仕事振りを間近で見ながら、弁護士としての基礎を学ぶことができたことは、本当に有り難く、貴重な経験をさせてもらったと思います。

4 さて、当事務所の将来についてですが、来年には、また新メンバーの入所を控えています。他方で、今後、

創設期の弁護士達が年齢を重ねるにつれて、世代交代が進むことは避けられません。近い将来には、私や同世代の弁護士達が事務所の中核を担っていかなければならないことは間違いありません。

しかし、事務所メンバーがどのように変わっても、創設時代から変わることがない当事務所の「良さ」は引き継いでいきたいと思います。私が考える当事務所の一番の「良さ」は、私の子育てを他の弁護士が理解してくれたように、他の弁護士のやっていること、やりたいことを尊重し、それを応援するという理念を皆が持っていることです。企業法務、消費者事件、刑事事件、家事事件…各弁護士のやりたいことはバラバラであっても、皆がこの考えを持ち続ける限り、当事務所は一つにまとまりながら続いていくはずで

5 当事務所では、弁護士の未来を語る時、創設期の弁護士達から必ず言われる言葉があります。それは、「日本を変える弁護士になれ」ということです。弁護士になったからには、日々の業務をこなすだけではだめで、それに加えて日本の社会全体をより良くするという熱い思いを持って活動をしなければならない、と。正直、今の私は、まだ目の前の業務と家庭のことで頭がいっぱいで、社会全体のことで考える余裕はありません。私と同世代あるいは若い世代の弁護士達は、私と似たような状況にある者もいますし、まだ弁護士としての基礎を固めている段階の者もいます。しかし、当事務所の弁護士であれば、誰もがこの言葉を常に意識しながら、いつかはそんな弁護士になってやろうという思いを胸に秘め、日々頑張っています。そうやって頑張りながら、力をつけ、パワーを蓄えていけば、いつか各自が大きな花を咲かせ、それが事務所の力にもなることと思います。

最後の部分は、自分に対し喝を入れる意味でも、書き記すことにしたいと思いますが、皆様も見守っていただければ幸いです。

当事務所は、今後も皆で切磋琢磨しながら、顧客の皆様によりよいサービスを提供できるよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

これからの御池総合法律事務所



平成20年入所時

今後取り組むべき課題

弁護士 北村 幸裕



私が御池総合法律事務所の一員となって七年半、パートナー弁護士になってから三年半以上が経過しました。当事務所において最も若手のパートナー弁護士として、これからの当事務所がどうあるべきかについて、私の思うところを整理してみたいと思います。

当事務所の特徴の一つに、弁護士同士の風通しがいいことが挙げられます。

経験年数やバックグラウンドを問わず、新人もベテランも自由に意見交換をすることができること、そして、個々の弁護士がそれらの意見を真摯に受け止めて検討することは、当事務所の大きな長所です。

このような特徴が認められると、代表者が強力な権限を有するいわゆるトップダウン型の組織と比べると、意見統一が困難な場合があるというデメリットはありますが、組織としての変化や成長が生じやすいというメリットがあります。

ところが、いくら風通しが良くても、いつも同じメンバーで同じような状況が継続しているのであれば、組織として停滞していくことは否めません。停滞した雰囲気の中では、新しい意見が出ることもなく、良いことも悪いことも従来どおりで済ましてしまうことが生じてくると思います。

既に述べたとおり、私がパートナー弁護士となって三年半以上が経過していますが、当事務所では、その後私に続いてパートナーとなった弁護士がまだいません。このような結果になったのは、諸般の事情が重なった偶然の産物ではあるのですが、当事務所の勤務弁護士の中で、次にパートナー弁護士になる予定の者は当面いないことから、しばらくこのままの状態が継続しそうです。

私は、この状態が継続することを非常に危惧しています。

組織の停滞を避け、良い変化を続けるためには、新しい意見を取り入れ続ける必要があります。そのため、私は、複数の弁護士が所属する事務所においては、メンバーの継続的な採用が不可欠であり、一定の頻度で、当事務所のパートナー候補となる若手弁護士を継続的に採用していくべきだと考えています。

このような観点から、私は、来年に、アソシエイト弁護士を採用することを決意しました。

また、当事務所としても、来年から新しい試みをする事となりました。当事務所では、これまで、特定のパートナー弁護士がアソシエイト弁護士を独自に採用して、一緒に仕事をしていくスタイルが採られていました。しかし、来年からは、将来の当事務所を支える人材を育てるという観点からも、事務所全体でアソシエイト弁護士を採用することにいたしました。

こうして、継続的に新しい人材が採用されることによって、当事務所はますます活性化していくことでしょう。

次に、当事務所の特徴として、個々の弁護士がやりたいこ

とを自由に出来る点が挙げられます。事務所にはそれを推奨する空気が満ちており、のびのびと取り組むことが可能であるため、私を含め当事務所に所属している弁護士は、自分の興味のある分野に熱心に取り組み、その専門性を高めています。

その結果、当事務所の個々の弁護士の取り組みに関しては、対外的にも一定の評価をいただいているものと認識しています。例えば、Aという分野では、御池総合法律事務所のB弁護士が熱心であり、大いに成果を上げていることは、その分野に関わる方々には、容易に思い浮かべていただける状況にあると思います。

ところが、ここで皆様が思い浮かべるのは、あくまでも「B弁護士」であり、「御池総合法律事務所」という事務所名は、弁護士の所属を示す肩書きに過ぎないといえる場合もあるのではないのでしょうか。

個々の弁護士が評価されること自体は、これまでこれらの弁護士が熱心に取り組んできた結果であり、当然のことだと思います。今後も、個々の弁護士は、引き続きその興味のある分野で専門性を高めていくべきだと考えていますし、私もそうありたいと思っています。

ただ、せっかく現時点で18名という、京都でも少なくない人数の弁護士が所属しているのですから、事務所としての印象が、「B弁護士が所属している事務所」に留まっているというのももったいないように思います。

むしろ、今後は、個々の弁護士が、専門的な分野を生かしながら連携をとって、事務所という組織単位で積極的に活動することで、「Cという分野といえば御池総合法律事務所」となるように取り組んでいきたいと考えています。

現在、当事務所では、破産管財チームというグループを作り、破産管財事件においては、個々の弁護士の有する専門性を生かしつつ各弁護士が連携して事件処理が出来る体制を整えています。この体制が出来て数年経過していますが、非常に上手く機能しています。

今後は、このようなグループを複数作って、事務所としての活動を一層盛り上げていくべきでしょう。

皆様もご存知のとおり、弁護士業界では司法改革による制度変更によって、弁護士の急増に伴う様々な変化が生じており、各弁護士や弁護士事務所はその変化への対応を求められています。従来どおりの事務所のあり方を継続していくだけでは、変化への対応は到底できません。

当事務所でも上記のような問題意識を共有しながら、皆様からの多様なニーズにお応えできるよう、歩みを止めることなく常に前進を続けています。

10年後も20年後も、御池総合法律事務所は、顧客に対して、常に最高の法的サービスを提供できるような事務所を目指して、邁進していることを私は確信しています。



平成25年入所時

今後の事務所の方向性

弁護士 志部 淳之介



今から約3年半前、私が京都で司法修習生として研修を受けていたころ、京都の様々な事務所を訪問させていただきました。どの事務所も、それぞれ大事にしている理念があり、取り扱う事件は様々でした。私は、自分が働きたいと思える事務所を探す中、法科大学院時代にお世話になった南法律事務所の福岡弁護士から、御池総合法律事務所を紹介されました。

最初に目を引いたのは、事務所の規模でした。私が入所する前の御池総合法律事務所は、弁護士15名が在籍していましたが、弁護士の在籍数でいうと当時の京都では2番目に大きな事務所でした。しかし、それ以上に私が興味を引かれたのは、事務所の理念でした。パンフレットには、「各弁護士が様々な分野で高い専門性を身につけ、協働する事により、事務所として質の高い法的サービスを提供させていただくこと」、「各弁護士が立場を超えたフェアネスを実現し、公正な社会の実現に寄与すること」という2つの理念が掲げられています。特定の得意分野を持ち、その分野の第一線で活躍される弁護士らが集まった事務所を目にすることはありますが、当事務所のように、消費者問題、知的財産法分野、金融法分野、刑事事件、家事事件等それぞれ全く別の分野の専門家がひとつの事務所に同居しているという事務所は、当時の私にとって珍しいものでした。私は、個々の弁護士が高い専門性を身につけ、特定の価値観にとらわれない当事務所の所風に魅力を感じるとともに、この国の消費者保護法制に一石投じたいという思いから、消費者問題を専門的に扱っていた長野弁護士ののもとで働くことを希望し、平成25年1月に勤務弁護士としての第一歩を踏み出しました。

事務所に入所して感じたのは、在籍するそれぞれの弁護士の価値観もまた多様であるという点です。価値観が異なれば、時として衝突することもあります。事務所会議において、議論が白熱し、互いの価値観が衝突する場面を目にすることも度々ありました。しかし、より良い事務所を目指すという同一の目的のもと、ぶつかりながら互いを高め合ってきたからこそ、今の御池総合法律事務所があるのだと思います。

さて、「これからの御池総合法律事務所」というテーマで、当事務所が今後どのような事務所であるべきかということにつき、私なりに考えてみたときに、二つの方向性があると考えています。ひとつは、事務所が取扱い可能な分野の数、多様性を今よりもなお伸ばしていくと

いう方向です。当事務所には、元国民生活センターの理事長を務め、消費者分野で成果を上げている野々山弁護士や、適格消費者団体の事務局長として不当条項の差止訴訟等を行っている長野弁護士等、在籍する弁護士が特定の専門分野を持ち、第一線で活躍しています。のみならず、現在、訟務検事として東京で活躍する相井元弁護士、内閣府消費者委員会の任期付公務員として活躍する増田元弁護士など、多様な人材が輩出されています。最近では、元判事の二本松弁護士や元著作権審議会専門委員の大瀬戸弁護士も加入し、専門家集団として益々発展しつつあります。今後もそれぞれが様々な分野の専門家を目指し、また、外部から現在の当事務所にない専門性を有する人材を迎え入れることにより、当事務所の特色である取扱い分野の多様性をより魅力あるものに発展させることができればと思います。

もうひとつは、事務所の対外的な発言力、影響力を拡大していくという方向です。私は、昨年度から日弁連の消費者問題対策委員会の委員として、消費者裁判手続特例法の制定過程や消費者契約法の実体法改正の審議過程をみてきました。法制定の過程で、当初の法案や理念が、政界、経済界等の大きなパワーに押され、法の掲げる趣旨を没却するような改変がなされていく様子を目の当たりにしました。その際に、消費者側の発言力の弱さ、弁護士全体の連携の弱さを感じ、特定の分野を専門とする弁護士の横のつながり、他の事務所との連携の必要性を感じました。当事務所には、各分野の第一線で活躍している一騎当千の弁護士らが在籍していますが、「一騎」でできることに自ずと限界があります。高度な専門家集団といってもその影響力を発揮するには他者との連携が不可欠です。

弁護士は、ものを作らない職業だと言われることがあります。しかし、弁護士は、判決を勝ち取り、先例をつくることで後の世に大きな影響を及ぼします。さらに、内閣府に出向した増田元弁護士のように直接法改正に関与することで「法」という形のあるものを後世に残すという道もあります。当事務所としても、弁護士として形あるものを作り出し、それを後世に財産として残すために、単なる専門家集団にとどまるのではなく、外部に目を向け、他の弁護士事務所や他の分野で活躍されている弁護士以外の方々と一層の連携、協力体制を築いていければと思っています。



平成20年入所時

真剣勝負ができる場所

弁護士 福市 航介



「人生は真剣勝負である。だからどんな小さな事にでも、生命をかけて真剣にやらなければならない。もちろん窮屈になる必要はすこしもない。しかし、長い人生ときには失敗することもあるなどと呑気にかまえてられない。これは失敗したときの慰めの言葉で、はじめからこんな気がままでいいわけがない。真剣になるかならないか、その度合いによってその人の人生はきまる」¹。松下幸之助の言葉です。

弁護士になってまもなくの頃、この言葉に出会い、以後、この言葉が書かれた本を持ち歩き、忘れた頃に読み返しています。職業は松下幸之助とは全く違うけれども、この言葉は腑に落ちました。しかし、人というものは弱い生き物であり（私だけかも知れませんが）、少し油断をすると読んだときの気持ちが緩まります。そうして、この言葉を思い出しては、また頑張ろうという気持ちになるのです。私が入所してから丸7年以上が経過しましたが、その繰り返しでした。

ところで、真剣になれるかどうかは、取り組もうとしている事柄に心から共感できるかに係っています。そのような事柄に直面することは、ある種の「出会い」といっても過言ではありません。この「出会い」は常にあるものではありません。これは、「問題意識」があることによって生み出されると思います。漫然と日々を過ごし、「問題」の存在に敏感でなければ決して「出会い」は生まれないのです。弁護士という職業は社会正義を実現する職業ですから、問題意識を育む環境は、若手弁護士にとっては不可欠であると思います。弁護士増加や事件数の減少という厳しい環境の中にあっても、その重要性はいささかも減じないでしょう。

私は、現在、主として金融機関に関連する業務や交通事故に関する業務を行っていますが、他方、「離婚の中の子ども」に関わる業務や研究もしています。これは、私が考える社会正義、具体的には、子ども達が両親の離婚紛争を乗り越えて健全に成長できる社会を実現したいと考えたからです。ただ、私はもともと家事事件に興味があったわけではなかったことを告白しなければなりません。私の問題意識を明確にしてくれたのは、当事務所のパートナー弁護士の助言でした。この助言がなければ問題意識を持たずに事件処理をしていたに違いありません。

ん。

そうして、私は、弁護士会や大学などの複数の研究会に入って「離婚の中の子ども」を主たるテーマとして、研究をするようになりました（その中では海外の制度を研究する機会も得ることができました）。また、このテーマに関わる地方自治体の活動にも関与することができ、さらに、その後に中立の立場から子どもの利益を実現したいという思いから、家事調停官（非常勤裁判官）としても活動させてもらうようにもなりました（平成27年9月までが任期）。こうした私の活動は、「わがまま」なのですが、それを応援してくれ、支えてくれているのは当事務所の弁護士と事務局員です。

当事務所の弁護士は、企業法務、消費者法務をはじめとして、様々な分野で問題意識を持っており、その問題を解決するためにそれぞれがバランス感覚をもって研鑽や活動を真摯に続けています。そういった気風は、昔からいささかも変わらず、現在まで脈々と受け継がれています。私のわがままが許され、むしろ、応援してもらえるのも、このような気風があるからです。私が冒頭の言葉を思い出そうという気持ちになれるのも、このような当事務所の雰囲気や当事務所の弁護士や事務局員の力によります。「真剣になるかならないか、その度合いによってその人の人生はきまる」とするならば、当事務所は、真剣になれる問題に出会えるチャンスを与えてくれるところです。

当事務所は今年で20周年を迎えますが、私に様々なチャンスを与えてくれた雰囲気や各人の力がこれまで以上に充実することを願っていますし、また、確信もしています。また、そのために私ができることは惜しまないつもりです。当事務所が20周年であることから、今回の原稿は、私が弁護士になってから今までの仕事の仕方を紹介して、真剣勝負ができる当事務所の魅力や雰囲気を伝えることにしました。

皆さんは、真剣勝負ができるものに出会えていますか。

¹ 松下幸之助『道をひらく』（PHP研究所、初版174刷、2008）22頁から23頁以下の文章の一部を抜粋したものである。

御池総合法律事務所

これまでの20年

平成
7年

7月1日
御池総合法律事務所開設
(開設時 井上、長谷川、野々山、
坂田、永井、長野)

平成
9年

4月
草地邦晴弁護士 入所

平成
12年

10月
日興證券株主代表訴訟上告審判決
野々山弁護士
証券会社の損失補填の問題性を問い、
2度の最高裁判決を経て株主代表訴訟
に関する商法改正が実現しました。

平成
14年

3月25日
薬害ヤコブ病訴訟で基本解決の確
認書調印、和解成立
永井弁護士
平成5年から取り組んできた薬害ヤコ
ブ病訴訟で、国、企業と基本解決とな
る確認書を調印し、和解が成立しまし
た。ヤコブ病は現在も被害者が出てお
り、確認書に基づいた解決手続がすす
められています。

平成
15年

3月
DV事件を初めて受任
茶木弁護士
夫の暴力を理由に九州から逃げてこら
れた女性の家事事件を担当しました。
依頼者の方にとって弁護士が安心感を
与えられる存在であることに喜びを感
じたのを覚えています。九州へも何度
も足を運びましたので、その点でも印
象に残っています。

平成
16年

9月
若松接見妨害国賠訴訟最高裁判決
草地弁護士
最高裁では逆転敗訴となり残念な結果
となりましたが、弁護団での取組や、
最高裁での弁論出頭など、多くのこと
を学んだ訴訟でした。

10月
上里美登利弁護士、
住田浩史弁護士 入所

アースウォーカー事件(～平成22年)
住田弁護士
学生をターゲットとするネズミ講事件
で、集団的な刑事告訴、民事訴訟、被
害者救済基金の創設により、多くの被
害者の救済に成功しました。

薬害イレッサ事件(～平成25年)
住田弁護士
抗がん剤の承認の違法をめぐる事件
で、原告患者側の代理人として関わり
ました。平成25年の最高裁判決で敗訴
が確定しましたが、承認制度や製薬企
業と承認審査に関わる医師との利益相
反問題などの課題を投げかけました。

平成
17年

4月1日
改正民法施行
上里弁護士
全面的な現代語化、保証制度の見直し
等で、実務に与えた影響は大きなもの
でした。
個人情報保護法全面施行
一気に個人情報の取扱いに関する意識
が高まりました。

7月12日
医師、准看護師等の過失の複合に
よる医療過誤事件
井上弁護士
医師が尋麻疹に効能効果があるとされ
ていない塩化カルシウムの静脈注射を
指示し低酸素脳症の後遺症。刑事告訴
で准看護師の塩化カリウム投与が判
明。3億円を超える損害賠償の認容判
決。

平成
18年

特許侵害訴訟の関連で英国初出張
坂田弁護士
顧客メーカーが世界数カ国で特許侵害
訴訟をかかえ、事件調整のため لندن
に出張し、当方パリスターと面談交
渉しました。

5月1日
会社法施行
上里弁護士
商法、有限会社法等の会社に関する条
文がまとめられ、新たな法律として制
定されました。内容も旧法から大幅
に変わりました。

平成
19年

10月
谷山智光弁護士 入所
7月
消費者団体訴訟制度施行
長野弁護士

改正消費者契約法により適格消費者団
体が差止訴訟を提起可能に。この制度
を使ってたくさんの差止訴訟を提起
し、冠婚葬祭互助会の解約料のように
何千万件もの契約条項が改正された事
例も獲得しました。

平成
20年

1月
北村幸裕弁護士、
福市航介弁護士 入所

1月
薬剤管理に関する医療過誤訴訟
控訴審判決
草地弁護士

平成12年から取り組んできた事件で、
事故間もなくから様々な活動を行いま
した。ご両親の深い愛情と医療訴訟の
高い壁が印象に残っています。

平成
21年

5月21日
裁判員裁判施行
谷山弁護士
一般市民の中から選ばれた裁判員が裁
判官とともに刑事裁判を行う制度で、
これまでの刑事裁判の運用に大きな変
化をもたらしました。弁護人としても
「分かりやすく伝える」ということを
改めて意識するようになりました。

7月
米国ロースクール留学(～平成23年7月)
小原弁護士
ニューヨーク大学の客員研究員として

1年、さらにインディアナ大学ブルーミントン校で修士課程(LL.M.)を修了。

9月29日
京都地裁 取調べ時の検察官の言動が違法であるとして国家賠償が命じられた判決

谷山弁護士

検察官の「君の弁護士は弁護士になって1年経っていない。刑事のこと分かっていない。」などの言動に対して私が原告になり提起した国家賠償請求訴訟の判決です。二度とそんな事が言えないようになってやろうと思う気持ちが刑事事件に取り組む上での原動力になっています。

平成
22年

ケンブリッジ大学法学部に客員研究員として在外研究

坂田弁護士

平成25年に再び訪問し、19世紀英国著作権法史を研究しました。

4月
独立行政法人国民生活センター理事長就任

野々山弁護士

消費者庁創設の7ヶ月後から3年4ヶ月の間、消費者行政の再編成のただただで消費者行政の充実に全力を尽くしました。

4月
芸術大学の講師(知的財産法)の担当
福市弁護士

平成22年から3年間、芸術大学で知的財産法を講義しました。もともと興味があった知的財産法ですが、講義のために種々調査し、非常に勉強になりました。良い経験となりました。

平成
23年

3月11日
日弁連ほか主催の講演会等の最中に東日本大震災発生

井上弁護士

京都国際会館本会議場で日弁連ほか主催の「高齢者・障害者権利擁護の集い」を地元側として開催。途中、東日本大震災が発生。詳細不明のまま、無事終了しました。

4月9日
第1回法曹一元連続シンポジウム開催

長谷川弁護士

京都の弁護士だけではなく札幌、東京、大阪からも法曹一元を実現したいと意気込む面々が34名参加されました。このあと毎年開催され、第3回は黒木亮氏の講演もあり、参加者140

名あまりを数えました。

7月
受任から解決まで長期にわたった境界確定請求事件が終了

北村弁護士

相手方との間で3年近く交渉した事件でした。粘り強い交渉の甲斐あって、当事者間で合意が成立したときは本当に嬉しかったです。

7月15日
最高裁で更新料無効訴訟敗訴確定

長野弁護士

建物賃貸借契約の更新料条項の不当性を問う訴訟でした。高裁までは勝訴していただけに最高裁で弁論を行い敗訴が確定したのは極めて残念であるとともに、最高裁で勝訴することの困難さを痛感しました。

平成
25年

1月
志部淳之介弁護士 入所

3月6日
京都初となる親権停止審判の申立てが認容

北村弁護士

民法改正後、前例がほとんどない中での申立てでしたので、不安でいっぱいでした。認容の審判がなされたときはホッとしました。

3月29日
大阪高裁で、携帯電話の定期契約の解約料条項の差止請求が棄却

志部弁護士

多くの消費者から苦情、相談があった解約料条項が有効と判断され、現行法の不備、消費者契約法の改正の必要性を実感しました。

4月12日
薬害イレッサ訴訟 最高裁判決

永井弁護士

平成15年から10年にわたって取り組んできた薬害イレッサ訴訟では、大変残念な判決となりました。ただ、訴訟を通じて医薬品の安全性確保の方策が充実された部分もあり、訴訟をした意義はあったと考えています。

5月
7年かかった
集合住宅欠陥建築訴訟が終結

小原弁護士

調査や打ち合わせなど、大変勉強になった事件でした。

10月
家事調停官(非常勤裁判官)に任官
福市弁護士

当事者の代理人だけではなく、中立の立場から興味があった子どもと離婚の問題に取り組みたいと考え、任官しました。

平成
26年

11月
二本松利忠弁護士 入所

12月
伊吹健人弁護士 入所

平成
27年

1月21日
京都地裁で、全国初となる景品表示法10条に基づく差止請求がなされ、新聞折込みチラシの配布の差止め等が認容

志部弁護士

景表法に基づく差止が全国で初めて認められました。多くの記者から取材の申込みがあり、差止請求の影響力の大きさを実感した訴訟でした。

3月
DON'T Call制度海外調査

長谷川弁護士

近畿弁護士連合会消費者保護委員会などによる調査団の団長として、オーストラリア、シンガポールに調査に行き、海外の消費者団体の規模・実力に驚かされました。日本でのDON'T Call制度実現に向けて奮闘中です。

4月30日
インターネット接続サービス契約解約料条項使用差止請求訴訟 京都地裁に提訴

伊吹弁護士

弁護団事件で初めて訴状作成を担当しました。始まったばかりですが、公正な社会の実現のため、精一杯取り組みます。

5月11日
京都地裁 冠婚葬祭互助会契約における解約金条項の使用差止めを認めた確定判決に基づく間接強制決定
伊吹弁護士

主担当として、申立書や相手方の意見への反論を起案し、弁護団が勝ち取った判決の実効性を確保できたことから、印象的な事件となりました。

6月
大瀬戸豪志弁護士 入所



平成16年入所時

ご挨拶／親権者の責任の範囲を画した 最高裁第一小法廷平成27年4月9日判決のご紹介

弁護士 上里 美登利



今回は、当事務所の20周年記念号となりますが、私にとっては、弁護士登録から10年間が経過し、11年目に入ったところです。

改めてこの10年を振り返ると、新たな法律制定や法改正、重要判例等が立て続けに出ており、今後も、常に研鑽を積んでいく必要があると痛感しております。今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。

御池ライブラリー2015年4月号の補足

御池ライブラリー2015年4月号で、「学校内事故－児童本人が責任能力を欠く場合」と題する論考において、親権者や学校側の責任に関する検討を行いました。その直後、最高裁第一小法廷平成27年4月9日判決 (http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/032/085032_hanrei.pdf) が出ましたので、この最高裁判決の紹介をさせていただきます。

この最高裁判決の事案は、満11歳の男子児童Cがゴールに向けてサッカーボールを蹴ったところ、ボールが道路に転がり出て、自動二輪車を運転して進行してきたB（大正7年3月生）がボールを避けようとして転倒して傷害を負い、後に死亡したというもので、親権者の責任が問われていました。

最高裁は、

- ①本件ゴールに向けたフリーキックの練習は、上記各事実に照らすと、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。
- ②通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではない。ことなどを理由として、親権者は「民法714条1項の監督義務者としての義務を怠らなかったというべきである。」と判示しました。

上記御池ライブラリー2015年4月号の拙稿においては、法定監督義務者（親権者等）の責任について一定の基準を立てていました。改めてまとめなおすと、以下のようになります。

- ①そもそも加害者側に賠償責任がない（行為の違法

性が否定される）とされる場合

児童の遊戯方法として一般に是認されている遊戯中に、遊戯者間において遊戯行為そのものに起因して生じた事故等（東京高判昭和59年4月26日／判例時報1118号181頁参照）

（法定監督義務者の責任は問題とならない。）

- ②行為の違法性が認められる場合、法定監督義務者の監督義務の範囲は、児童を直接監視し、直接監督行為を及ぼすことができる範囲内に限られない。（神戸地判昭和51年9月30日／判例時報856号73頁参照）

- ③親権者は、原則として、責任弁識能力のない児童による不法行為の損害を賠償すべき責任を負い、代理監督義務者（学校教師等）が責任を負う場合でも、そのことによって親権者の責任が当然に免除されることにはならない。（宇都宮地判平成5年3月4日／判例時報1469号130頁、甲府地判平成16年8月31日／判例時報1878号123頁参照）

- ④しかし、

- ・不法行為の行われた時間・場所、その態様、児童の年齢等から判断して、当該行為が学校生活において通常発生することが予想できる態様のものであり、
- ・もっぱら代理監督義務者の監督下で行われたと認められる場合

には、親権者は、その監督義務を怠らなかったとして、責任を免れ得る。（前掲宇都宮地判平成5年3月4日参照）

今回の最高裁判決の事例では、代理監督義務者（学校側）の責任は問われていないようであるため、判決において代理監督義務者による監督との関係は考慮されていません。

最高裁判決の上記理由付①からすれば、行為の違法性自体が否定されたようにも読み取り得ると思いますが、具体的事例における親権者の監督義務の範囲を示した最高裁判決として、実務に与える影響が大きいものと考えられ、紹介致しました。



平成18年入所時

冤罪防止マニュアルⅢ

弁護士 谷山 智光



1 冤罪防止マニュアルで冤罪が防止されました。

昨年、ある否認事件の弁護を依頼されました。1カ月以上も前の日に電車内で痴漢をしたとの疑いをかけられ、ある日突然逮捕されました。依頼者には、全く身に覚えのないことでした。DNAや衣服の繊維片等犯人と依頼者を結びつける物証は何一つなく、目撃者も誰一人いませんでした。あるのは「依頼者から被害を受けた。」という女性の供述だけでした。

私は、受任後、直ちに、冤罪防止マニュアルⅠ（燦18号）・Ⅱ（燦19号）を差し入れました。依頼者は、冤罪防止マニュアルを駆使して厳しい捜査を乗り越え、その後の公判で無罪判決を得ることができました。冤罪防止マニュアルが、タイトルどおり冤罪防止に役立ちました。

「やっていなければ無罪になる」とは限りません。「やっていなくても有罪になる」ことはあります。このことは、近時の足利事件、布川事件、東電OL殺人事件の再審無罪事件からも明らかです（これらは有罪判決が言い渡され、それが確定していました。）。

冤罪は絶対にあってはなりません。人の人生に取り返しのつかない傷を与えます。さらなる冤罪防止のため今号も引き続き冤罪防止マニュアルを書くことにします。

2 被疑者ノートを書く。

我が国の取り調べは、一部を除いて、録音・録画（「可視化」といわれます。）されることなく行われています。平成27年3月に取り調べの録音・録画義務等を定めた刑事訴訟法改正案が国会に提出されましたが（本稿脱稿時は未成立）、対象事件は一部に限られ、大部分の事件は依然として録音・録画されることなく取り調べが行われることとなります。

取り調べ時に暴行、脅迫、利益誘導等が行われたことにより虚偽の供述がなされたとしても、取調室の状況を客観的に確認することができない以上、「暴行、脅迫、利益誘導等はなく、自ら供述したのであり、虚偽ではない。」と判断されることがたびたびあります。

そこで、「被疑者ノート」¹を使って自ら取り調べ状況を記録することが有効です。被疑者ノートは、取調日、取調時間、取調官の氏名、取調事項、取調方法を様式に従って記入していけば、取り調べの状況が記録できるようになっています。

被疑者ノートは弁護士と打ち合わせをする際にも役に立ちますし、公判で証拠として使うことも考えられます。

もちろん、被疑者ノートに書いてあれば、必ず暴行、脅迫、利益誘導等が認定されるとは限りませんが、取り調べの全面可視化が実現していない現状においては、被疑者ノートは数少ない自衛策の一つといえます。

なお、私が提起した国家賠償請求訴訟では、被疑者ノートの記載から検察官の違法な取り調べが認定され、国に賠償が命じられました（京都地判平成21年9月29日判時2062号122頁）。被疑者ノートを侮ることはできません。

3 ポリグラフ検査には同意しない。

ポリグラフ検査とは、人に対して質問をし、その質問に対するその人の呼吸、皮膚電気反射、血圧、脈搏の変化をポリグラフという器械で記録し、分析して、その人の供述の真偽を判断しようとするものです。

否認事件では、捜査機関によってポリグラフ検査が行われることがあります。この点、ポリグラフ検査は黙秘権を侵害するのではないかと問題もあり、被検者の同意を取り付けた上で行われることが多いです。捜査機関から「うそでないというならポリグラフをやろう。」「ポリグラフをやれば疑いが晴れるぞ。」等言われることがあるかもしれません。

しかしながら、ポリグラフ検査には、検査結果の確実性がまだ科学的に十分に確認されていないとの指摘もあります。すなわち、分析結果が間違っている可能性も多分にあるのです。ポリグラフ検査をやったからといって、うそでないことが明らかになる、疑いが晴れるとは限りません。むしろ誤って解釈されて、うそをついているという証拠にされることもあるのです。

したがって、このようなポリグラフ検査には同意しない方が得策です。

なお、ポリグラフ検査に同意しなかったからといって、そのことをもって有罪認定されることはありません。

（続く）

¹ 被疑者ノート（取調べの記録）
<http://www.nichibenren.or.jp/contact/information/higishanote.html>



昭和54年裁判官任官時

弁護士が増えても本人訴訟は減らない!

客員弁護士 二本松 利忠



1 司法研修所編『本人訴訟に関する実証的研究』（法曹会、平成25年）によれば、平成17年から平成23年までの間、弁護士が大幅に増加したにもかかわらず、実質的紛争のある本人訴訟（当事者の一方又は双方が弁護士を選任しないで自ら訴訟追行をした事件）の年間件数にほとんど変化がなかった。そして、本人訴訟は、基本的には事案が軽微又は争点が単純なものが多いが、複雑困難な事件も相当程度あり、中には相手方に弁護士が選任された事件で本人が勝訴した事案も一定数あったこと、その反面、弁護士が選任されていれば判決で勝訴した可能性のあった事件や弁護士の説得・助言により有利な和解が成立した可能性のあった事件が一定割合存在することなどから、本人の権利保護を十分図るために弁護士選任率を向上させる必要がある旨の提言がなされている。

2 弁護士選任率を向上させるために、司法アクセスの障害を取り除く努力（司法過疎の解消、法律扶助の拡充、弁護士情報の提供等）が必要であることは間違いない。しかし、前記研究によれば、弁護士を選任しなかった理由として、経済的な要因（経済的余裕がない、費用対効果を重視）をあげる回答も多いが、原告に限って言えば、むしろ自ら望んで本人訴訟を選択した者の割合が高く、しかも、その多くが自分に訴訟追行の能力が十分あると考えている。また、民事訴訟制度研究会による平成23年における民事訴訟利用者に対する実態調査によれば、弁護士を選任しなかった理由について、経済的理由や、弁護士に関する情報不足といった回答を押しつけて、6割近くの者が「自分だけでもできると思った」と回答している。これが多くの場合に誤解であることは、本人訴訟については、裁判官や裁判所書記官が手続の全過程において制度や手続の説明をしているほか、争点整理の段階では口頭で事情を聴取して主張の整理を行ってこれを調書に記載したり、人証調べでは裁判官が本人に代わって主尋問や反対尋問を行うなどの後見的な関与をしていることが多く、このような援助なしでは手続が円滑に進行しない実情にあることから明らかである。特に、訴え提起段階における原告本人の準備は明らかに不十分であり、7割以上の事件において訴状の補正、書類の追完等の促しや指示が必要であったとのことである。

3 上記のような実情にもかかわらず、インターネット等から得られる情報とマニュアル本頼りに訴訟を追行できると考える者は後を絶たない。このように考える

者が多いのは、もちろん法律知識の普及や訴訟の進行等に関する情報入手の容易さが大きな原因であろうが、問題は、訴訟代理人としての弁護士の専門性、有用性がせいぜいその程度のレベルとされている節があることである。そして、これはまったくの誤解だと言い切れないのではなかろうか。本人の陳述書と見紛うばかりの訴状、準備書面を提出したり、争点とは関連のない事項について本人が作成した書面を本人が提出を希望するので証拠として採用して欲しいと頑張る訴訟代理人、和解において「裁判所のお手並み拝見」と言わんばかりに本人に対する説得のみか和解内容の説明さえも裁判所に任せきりにする訴訟代理人……。こうした訴訟代理人がいる以上、弁護士が法律家としての判断を介在させずに当事者の意向に沿った訴訟活動しか行わず、しかも、その専門性さえ危ういと思われるのもやむを得ない実態が存するのではなかろうか。さらに、最近は、法律知識・経験・スキルが不足した弁護士が増加し、裁判所に全面的にもたれかかろうとする弁護士も少なくないとさえ言われており、事態は相当深刻である。こうした状況が改善されない限り、たとえ司法アクセスの障壁が低くなったとしても、弁護士が法律家のプロとして真に必要なとされ、弁護士選任率が向上することは期待できないであろう。

国民の権利意識の高まりや代理人と本人の力関係の変化等により、ますますプロの法律家としての力量が弁護士に求められる時代となった。事件の見通しを立てて落としどころを見つけ、本人の正当な利益のために最大限の訴訟活動をする能力が必要とされる。そのためには、事実の調査・事案の分析能力とともに、訴訟手続・実定法の知識が必要であることはもちろんであり、また、情緒的に混乱している依頼者から真のニーズや情報を引き出し、必要に応じて依頼者を説得するコミュニケーション能力も求められよう。そのためには絶えざる自己研鑽が必要となる。

4 私もしも弁護士に転じて半年以上が経過したが、予想した以上に難しい仕事であると痛感している。幸い、様々な分野に通じた多士済々のメンバーを擁する当事務所に迎えていただいた。その中で切磋琢磨して真にプロといえる弁護士を目指すとともに、依頼者のニーズに十分応えられる事務所になるために尽力したいと考えている。



平成21年大学時代

弁護士になって

理想の弁護士像とこれからの目標

弁護士 伊吹 健人



1 私が憧れた弁護士像

私が法曹の仕事に興味を抱いたのは、人の役に立つ仕事がしたいと考えたことがきっかけでした。特に、不条理・不公平な立場に置かれている方々が泣き寝入りを強いられることのないような社会を実現したいという思いがありました。

司法試験合格後の1年間の司法修習では、弁護士の日常的法律相談や訴訟活動だけでなく、弁護団会議や委員会活動といった公益的な活動についても学ぶことができ、その中でも特に興味を持ったのが消費者被害事件でした。消費者と事業者の情報や交渉力の格差を是正して、公平な社会を実現すべく精力的に活動している現場を見て、私がもともと抱いていた、不条理・不公平な立場に置かれている方々の言い分を代弁し、その権利を実現していくという理想の弁護士像そのものだと感じたのです。

2 弁護士としての活動を始めて実感したこと

2014年12月より、御池総合法律事務所に入所し、弁護士としての活動を開始しました。

現在、取扱分野としては、交通事故をはじめとする損害賠償の分野と、消費者被害事件の分野を特に多く扱っています。実際に弁護士として仕事を始めると、これまでのロースクールや司法修習では気づくことのできなかった問題に気づいたり、司法修習時代とは比べものにならない程多くの知識が必要となることを日々実感しています。

交通事故事件では、事故の当事者となった方々の生の声を伺う機会が多く、その中で、依頼者の方々にとっての真の解決とは何かを模索することの重要性を感じています。交渉や訴訟で紛争の解決を図るときも、弁護士としては、当該紛争の解決に尽力しますが、依頼者の方々にとっては、その紛争は人生の一時点にすぎず、その先の生活があります。そのため、平穏な生活に戻ることや精神面での満足を重視される方も多く、法的解決はそのための一つのステップなのだと感じています。弁護士として、良質な法的サービスを提供することとても重要なことですが、依頼者の方々が真に求めることは何かを考え、その支えとなることも忘れてはいけないと考えています。

消費者被害事件につきましては、適格消費者団体NPO法人京都消費者契約ネットワークの活動や、弁護団活動、弁護士会の委員会活動等に取り組み、訴訟だけでなく、法改正の議論や、広く消費者問題への対応について検討することを通じて、公正な社会の実現に向けた活動をしています。その中で、消費者の利益を保護し、公正な社会を実現するためには、実態に即した制度の確立が不可欠だと感じています。そして、そのためには、個々の事件に精一杯取り組むだけでなく、現場の被害の声を聞き、消費者問題を掘り起こすこと、また、その解決策を模索しながら、司法による解決の限界、すなわち、立法による解決が必要となる問題を明らかにしていくことが必要になるものと考えています。さらに、消費者保護法制に対する社会的な認知度を高めることも必要だと感じています。市場において、消費者団体が不正な事業活動を抑止することで、適正な活動を行っている企業だけが活躍できる場生まれ、公正な取引社会が実現されるという消費者団体の役割自体が一般的にはまだまだ認知されていませんし、消費者自らが商品の安全性等を吟味して選択できるような知識を身につけることができる環境を整える必要性も感じています。このように、消費者被害事件を通して、個々の事件を離れた、社会全体の制度のために活動するという弁護士の役割も実感しています。

3 今後の目標

弁護士としての活動を開始し、法律的な知識だけでなく、様々な分野の知識や思考方法を身につけることが不可欠であると感じています。今後、一定の分野に偏ることなく、幅広く様々な分野の知識を修得できるよう、日々研鑽を積んでいきたいと思っています。

また、特に消費者被害事件の分野では、個々の事件に精一杯取り組み、不当な事業活動から消費者の利益を保護することはもちろん、現場の被害の声をしっかり聴き取り、積極的に問題を掘り起こすこと、諸外国の制度やその運用実態を学んでより良い制度設計を提案できるようにすることを通じて、公正な社会の実現に向けた制度作りに積極的に関わっていききたいと思っています。

私が憧れた、不条理な立場に置かれた方々の主張を代弁し、公正な社会を実現するという弁護士像を常に目標に据えながら、精一杯取り組んでいきます。



平成7年設立時

危険な時代に生きる

～BS世界のドキュメンタリー～

弁護士 永井 弘二



一昨年、NHKのBS1で放送された「オリバー・ストーンが語るもうひとつのアメリカ史」を紹介しましたが、今年3、4月に、表題の番組が全9回放送されました。プロデューサーに、「タイタニック」などのジェームズ・キャメロン監督やアーノルド・シュワルツェネッガーなども入っています。

現在の地球温暖化に焦点をあてた番組で、ハリソン・フォードやシュワルツェネッガー、マット・デイモンなどの俳優陣や、ピューリッツァー賞受賞記者のトーマス・フリードマンなど、多くの著名人が様々なルポ等を行っています。

地球温暖化の影響として、アメリカでは、内陸部の干ばつ、猛暑・熱波による死亡、森林火災の頻発やハリケーン・サンディによる甚大な被害などが紹介されています。北極海の夏の氷も1980年と比較して4割も減っています。皮肉なことに、そのため北極海油田の採掘が容易になり、アメリカ、ロシア等の企業が油田化しています。バングラデシュは、数年で何度も大規模なサイクロンに見舞われ、100万人以上が家を失い、元々人口過密な内陸の首都ダッカに多くの人が押し寄せています。30年以内に、海面上昇のためにバングラデシュの南部の国土の4分の1が水没するとされています。イエメンでは、渇水のため、水源を巡って近隣の村同士が戦闘・殺し合いにまで発展している現状が描かれています。「アラブの春」といわれたエジプトやシリアでの革命も、アメリカ、ロシアなどの干ばつのために小麦・パンが手に入らなくなったことが強い要因として存在していたことも浮き彫りにされました。

燃やした時に二酸化炭素排出が少ないシェールガス（地中の堅いシェール層にある天然ガスなどを、高圧水により採掘する技術が生み出されました。）についても、天然ガスの主成分であるメタンは、二酸化炭素の何倍もの温室効果をもたらします。科学者の試算によれば、採掘時にガスが漏れる率が3%以下であれば良いとされていますが、アメリカの採掘工場周辺を調査した結果、4%～17%もの天然ガスが漏れて大気中に放出されていることが判明しました。

興味深かったのは、アメリカでは、いわゆる保守層のなかで地球温暖化自体を否定する論調があることです。

日本では、1997年のCOP3で京都議定書が採択されたこともあり、地球温暖化自体を否定するような論調はみかけませんが、アメリカの保守層では、科学的な根拠自体を否定する動きがあるようです。おそらくアメリカの石油メジャーが後押しするシンクタンクでは、地球温暖化には科学的根拠はない、人類の活動は地球温暖化を引き起こしている要因とはなっていない（単なる自然のサイクルだ）等と主張し、各州の州議会で、再生可能エネルギーの利用を促進する法律を廃案に追い込むために活動しています。共和党候補者は、気候変動問題を政策に掲げると当選できないという現実もあるようです。

番組の最後の方で、トーマス・フリードマンは、直接、オバマ大統領にインタビューします。残りの任期で1つ政策を実現したいとすれば？という問いに、オバマ大統領は、「二酸化炭素排出に価格を付けたい。」と回答します。しかし、財界や共和党等の強い反対も予想され、事は単純ではないようです。そして、オバマ大統領は、「世論はトップダウンだけでは動かない。ボトムアップが必要です。気候変動が自分の地域にどのような影響を与えるのか、例えば、急に水害危険区域に指定された自分の家の価値は……、自分の農場はどうなるのか……、頼りにしていた水が足りなくなってきたはいないか……、つまり現実を生きている国民が、気候変動は自分の生活に関わる問題だと気づけば世論は動きます。幸いなことに若い世代の方が意識が高い。この問題を憂慮し、関心を持っています。『政府は無力だ』などと政治不信に陥らせてはいけません。このシリーズを見て、このインタビューを聞いている人には、『絶望だ。打つ手はない』と思わせないようにしたい。できることはたくさんあります。望むほど事は速く運ばないし、順調でもないでしょう。でも粘り強く続ければ前進できる。アメリカはそうしてきたし、世界はいよいよよとなれば動く歴史は教えてくれています。」と述べます。一見、逃げているようにも見えますが、上記のように、気候変動問題についての強い抵抗勢力の存在を前提にすると、妙に説得力のある言葉として印象に残りました。



平成9年入所時

十三まいり

弁護士 草地 邦晴



子どもが13歳になるので、この春、子どもとともに法輪寺に十三まいりに行った。京都育ちではない私自身はその経験がなく、京都に住むようになって初めてこうした参詣を行うことを知った。

京都では、子どもが13歳になる年に、嵐山の法輪寺に参詣し、ご祈祷を受けて知恵を授かる十三まいりの風習がある。法輪寺のホームページを見ると、「古来より、数え年十三歳に成長した男女が、成人の儀礼として法輪寺に参拝しました。十三歳の厄難を払い、智恵を授けていただけるように虚空蔵菩薩に祈願します。」とある。古くは、数え年で13歳の年に、旧暦の3月13日に参詣するものであったようだが、今では少し幅を持たせて、数え年で、あるいは満年齢で13歳の子どもが新暦の4月13日の前後1ヶ月の間に参詣するようになっているらしい。女子はこれにあわせて本裁の大人の着物を作り、肩上げして着ることも多い。

一般に子どもの成長を祝う行事としては七五三の方が有名で、今では全国的に広く行われているが、京都ではむしろ十三まいりの方が大事なものとされている印象を受ける。七五三の由来には諸説あるようだが、行事として広く行われるようになったのは江戸時代の武家社会で、関東地方で定着し次第に広まったとされているようなので、そのためかもしれない。京都で十三まいりが広く行われるようになったのは江戸中期のことで、主に京都や大阪を中心に上方で広まったそう。現在でも京都だけではなく、関西を中心とした虚空蔵菩薩が祀られるお寺では十三まいりが行われているそうだが、これほど当たり前の行事として行われているのはおそらく京都だけではないだろうか。

虚空蔵菩薩は知恵の菩薩様で、参詣した子ども達のご祈祷を受け、厄を払い、知恵を授けて頂いて帰る。ここで興味深いのは、十三まいりでは渡月橋を渡り終える迄は決して振り返ってはいけない、と言い伝えられていることだ。振り返ると、せっかく授けて頂いた知恵を失ってしまうのだそう。私の子どもも妻から渡月橋を渡り終わるまで振り返ってはいけないと厳しく言い渡されており、法輪寺からの帰り道は、同じように諭されたであろう子ども達のどこか緊張した面持ちが連なり、なんだかほえましく映る。

なぜ、振り返ると授かった知恵を失うのか、なぜ渡月

橋を渡り終えるまでなのか、その理由をはっきりしない。インターネットで調べてみても、振り返ってはならないことは念を押されているが、理由には定説はないようだ。

決して振り返ってはいけないよ、と送り出される場面といえば、宮崎駿監督の千と千尋の神隠しで、千尋が湯屋から元の世界に戻ってくる時にハクがかけた言葉を思い出す。旧約聖書ではロトの妻が神から振り返ってはいけないと言われたのを破り塩の柱になったとされているし、ギリシャ神話ではオルフェウスは、地上につくまで振り返ってはならないとの王の言を破ったために、妻は再び死者の国に戻されてしまう。よく似たモチーフは、異なる世界から現世に至る手前で振り返ることが禁じられ、これに背くと得たものを失うということを示すのだろうか？

日本の昔話では、鶴の恩返し、浦島太郎、舌切り雀など、決して見てはいけない、開けてはいけない、と言われたのに、誘惑に負けて背き、ひどい目に遭うというお話が多くある。言いつけに背いてはならない、タブーに触れてはならない、そうしたことを子ども達に伝えようとしているとも言える。そうすると、十三まいりに来て知恵を授かった子ども達に、誘惑に負けず、守るべきルールは守らなければならないという、大人社会で守るべき、もう一つの教えを授けようとしたものと見ることもできるかもしれない。

いや、もしかしたら、もっとシンプルに、成人の儀礼をすませた大人として、後ろ（子ども時代）を振り返ってはいけないということ象徴しているのか、あるいは、もう大人になったのだから、いつまでもちょろちょろしたり、騒いだりしたらあかん、という教えが集約された表現なのか……。

真の理由はよく分からないままであるが（ご存知の方がおられたら是非教えて下さい。）、そのこと自体はどうでもいいことではある。いずれにしても、前を向いて、大人の晴れ着を着て、緊張した顔でまっすぐ歩いて行く子ども達の姿は気持ちの良いものである。子ども達の成長を祝い、知恵を持った大人として更なる成長を願う家族の気持ちも、時代を超えて大切にしてほしいものである。そうした通過儀礼として存在するからこそ、京都で続いている風習なのだろうと思う。



平成14年入所時

京都市未来こどもはぐくみプラン

弁護士 小原 路絵



1 「京都市未来こどもはぐくみプラン」が平成27年1月に策定されました。平成27年から平成31年までの5年間の京都市の子育て支援施策の総合計画になります。

私は、このプラン策定に関して、京都市子ども子育て会議の特別委員として関わらせて頂きましたので、その中身を紹介させて頂きたいと思います。

2 このプランは、平成22年から平成26年までの計画であった「京都市未来こどもプラン」の後継にあたります。

まず、このプランの基本理念として、平成19年に京都市が定めた、下記「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）」があります。

（前文）

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

（行動理念）

わたくしたちは、

- ・子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- ・子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- ・子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- ・子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- ・子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- ・子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

そしてこのプランは、上記京都はぐくみ憲章の理念に基づき、目指すまちのすがたとして、以下の5つを定めています。

- ①子どもを社会の宝として、子どもの最善の利益を追求するまち
- ②「真のワーク・ライフ・バランス」が息づき、男女が子育てを共に担う主役として、安心して子どもを生み育てることのできるまち

てを共に担う主役として、安心して子どもを生み育てることのできるまち

- ③「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた育成を図り、子どもたちがたくましく未来を切り開くことのできるまち
- ④家庭・地域・育ち学ぶ施設・企業・行政など社会のあらゆる場で、市民みんなが子どもの育ちと子育てを支え合い応援するまち
- ⑤子どもが喜びの中で生まれ育ち、みんなが子育てに夢を持つことのできるまち

3 このプランの内容としては、「京都市子ども・子育て支援事業計画」、「京都市母子保健計画」、「京都市放課後子ども総合プラン」、「京都市家庭的養護推進計画」、「京都市ひとり親家庭自立促進計画」が一体的に盛り込まれています。具体的には、子育て家庭の支援に関するものや、幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上に関するものなど、個別の施策は228個にも及んでいます。子どもが生まれる前からの少子化対策に始まり、幼児教育、保育、放課後の子どもたちの居場所、障害のある子どもの教育の充実、虐待対策、非行対策、ひとり親家庭の支援など、子どもを取り巻く問題を網羅的にきめ細かく考えられている施策だと思っています。

4 このプラン策定までには、部会に分かれて、何度も会議が開かれました。様々な立場の方が、よりよいプラン作りのために、真剣に議論を重ねました。

その中で印象深かったのは、地域による子育てを活性化していくという視点でした。確かに、昔は、家庭だけでなく、地域で子育てを行っているといえる面も多々ありましたが、現在では、地域の共同関係の希薄化の中、地域での子育てという考え方自体、あまり一般的でなくなっているように思います。確かに、少子化の進行や子どもの生活環境の変化など、現代の子どもを取り巻く環境は大きく変わりました。しかし、京都市は地蔵盆の伝統や全国に先駆けた小学校の創設など、古くから地域を基盤とした子育てや人づくりの文化があります。そうした京都市の伝統を活かし、地域を活性化することで、子どもや子育てに資することになると思います。

このプランは、京都市の行動計画であるだけでなく、市民一人一人の行動規範にもなるものです。全部の内容を知るには結構なボリュームがありますが、京都市のホームページから、概要版も見ることができます。このプランは、今後5カ年の京都市の方針を決めるものとなります。最近、京都市は、歴史的な街並みなど、観光の面で取り上げられることが多いように思いますが、ぜひこのプランを、市民もしっかり認識して、推進していくことで、京都市を子育てのしやすいまちにしていけたらと思います。



平成16年入所時

「〇活」の終焉

弁護士 住田 浩史



1 寝ても覚めても「〇活」

街中に「〇活」が溢れています。「婚活」、「終活」、「保活」あたりは既に国語辞典にも掲載されていますが、インターネット上では「友活」、「パパ活」、「ママ活」、「育活」などもあります。最近、電車内の広告で「眠活」というのも見かけました。どうやら、快適な睡眠をとるための活動ということです。

寝ても覚めても、ゆりかごから墓場まで「〇活」の時代がやってきたようです。¹

2 略語性

この「〇活」の本質は、一体何でしょうか。まずは、それらが全て「略語」である、ということ（略語性）から考えてみたいと思います。

元祖(?)である「就活」も、つい10年ほど前には略さずに「就職活動」と言われていました。就活と就職活動は、違います。前者は、後者をいわばキャラクター化、類型化、マニュアル化したものです。「キムタク」という略語も、木村拓哉さんそのものではなく、そのキャラクターを表すものとして使われていますね（例：木村拓哉は「キムタク」という演技しかできない）。

このように「〇活」は、「何かを獲得する（あるいは客体として獲得される）ために、必要な行動を手取り早くマニュアル化したもの」と定義できるでしょう。

3 マーケティング性

また、より本質的な性質は、マーケティング性です。

就活も、そう略語で呼ばれ出した頃から、インターネット上で情報を登録させ企業に「エントリー」させるというビジネスがあつという間に普及しました。また、「〇活」と「コンサルタント」は相性が良く、巷にも「〇活コンサルタント」がたくさんおられます。これまで商売にならなかった分野でお金を稼ぐために、「これくらいみなさんやっておられます、手前どもが集積したノウハウがあれば大丈夫ですよ」と優しく有益な情報を提供する、というマーケティング性こそが、「〇活」の本質といえます。これは、実は、上記の略語性とも分かち難く結びついています。「婚活活動」では商売になりません。なんとなく堅いですね。そして、ヘタをすると、「ほんまはそんな活動なんかないやろ」というツッコミが入りそうです。そうではなく、「婚活」という言葉を用いることで、「ああ、あれね。なんか、ようわかれへんけど、結構みんなやってはるみたいやね」と、それだけで何となくモノが売れそうな気がしませんか？すごいですね。私も、弁護士ではなくて、今後は「訴活コンサルタント」と名乗った方がいいでしょうか。

このように、「〇活」と広告業の相性が異常なまでによいからには、「〇活」が濫用されるのも無理はありません。「〇活」という言葉が嫌いな方は、しばらくの間は我慢するしかないと思います。

4 「〇活」との付き合い方

では、「〇活」とどう付き合えばよいのでしょうか。まずは、「〇活」との略語を聞いて、全てをわかった気にならない、ということです。木村拓哉さんにも（当たり前ですが）キムタク以外の側面があるように、職業、恋愛、友情といった事柄にも、「〇活」では捕捉し切れないものがたくさんある、ということです（睡眠については、あまりよく知りませんが）。むしろマニュアル化、類型化されていないことこそが、大事ではないのでしょうか。話は少し脱線しますが、あるSNSの出会い系スパム広告で、「モテるための掟 〇箇条」のようなものがあって、その中の第何箇条目かに「恋愛マニュアルを学ばないこと」という大変パラドキシカルな項目があったことを思い出しました。

また、「〇活」では、誰でもできることがマニュアル化されています。そうでなければ、「そんなん、できひんわ」となって、売れません。逆に考えると、そこには、（結婚や就職等の客体として）「あなた（それ）でなければならないこと」、あるいは（主体として）「わたしでなければならないこと」は、ひとつもないのです。「〇活」によって獲得した（あるいは獲得された）経緯がそういうものであって、果たして、その後の「〇」（結婚、キャリア）はよいものになるのでしょうか。これは、大学1年生のときに社会学の講義で教わったことですが、芹沢俊介は、養親が養子に真実告知するときには、養子であること、あなたを選んだこと、よかったと思っていること、の3点だけを告げるべきであり、選んだ理由を語ってはならないと述べています。「～という条件から選んだのだ」「～という条件を満たしたから選ばれたのだ」ということでは、何か上手いかわなくなったときに、「やっぱり思ったほど～ではないから嫌だ」「どうせ、相手も自分でなくてもほかでもよかったのだ」ということになりかねません。「〇活」をなぞるだけで、就職や婚姻という重大な社会的責任を、自ら引き受けることができるのでしょうか。

5 「〇活」の終焉

広告業界の好きな流行語の宿命として、「〇活」が、いつかは廃れるであろうことも予測できます。個人的にはこのことばには早く時代遅れになっていただきたいものですが、ひょっとすると、それはマニュアルがなくなるのではなく、マニュアルが一般的、全般的に浸透しきってしまうという形で終焉するのかもしれません。

そうなる、究極形として、人生の全て、すなわち「生」のマニュアル化として、「生活」ということばが生まれるのかもしれません。ひょっとして、既に、そういう時代になっているって？なんだか、少し、映画「マトリックス」のような話になってきました。

¹ 本稿の脱稿直前にインターネットで調べてみたら、「〇活」については、既に2014年の段階でまとまった論評が出ているようですね（大内裕和 竹信三恵子「全身〇活」時代—就活・婚活・保活からみる社会論、青土社、2014年5月）。ぜひ、読んでみようと思います。



平成7年設立時

弁護士業務の枠を越えた活動

弁護士 野々山 宏



司法制度改革の1つの目的に、法の支配を日本の社会の隅々まで広げることがあげられている。法曹人口の拡大、公設事務所の設置、法テラス（日本司法支援センター）の創設などが取り組まれてきた。これらは弁護士へのアクセスと裁判制度の利用をより容易にし、紛争を抱える市民とその解決をする弁護士とをつなげることに重点がある。

しかしながら、日本の社会の隅々まで法の支配を広げるには、弁護士が紛争当事者の代理人として紛争解決に携わるだけでは十分ではない。法の支配は、紛争解決の場面だけでなく、社会のニーズに適合した法を作り、その法を適切に執行し、さらには法の重要性を社会に広めていくことも重要だ。これらの業務は、これまで行政機関、教育機関などが担ってきたが、法の支配の実現のためには、法が必要となる社会的問題の実態や法の不備、さらには法執行の不十分さを知りうる立場にある弁護士もこれを担っていく必要がある。むしろ、業務を通じて法の支配の重要性を肌で知っている弁護士こそが、その経験を活かしてこれらに積極的に関与していくことが必要となっている。

このような問題意識もあって、当事務所では何人かが、弁

護士業務を中断し、あるいはこれと並行して、弁護士の経験を活かして他の職種に従事している。まず、私が2010年4月から2013年7月まで、独立行政法人国民生活センターの理事長として活動した。消費者庁が創設され、国や地方の消費者行政の変革の時期に、国民生活センターの解体の動きに抗するとともにその業務の充実を図ってきた。さらに、2013年4月には相井弁護士が、弁護士を辞めて国の代理人となる訟務検事に任官した。家族の東京移転に伴うものだが、弁護士の経験が活動の源泉となっているはずである。続いて、2014年8月に増田弁護士が、弁護士を辞めて内閣府消費者委員会の任期付公務員となり、消費者契約法や特定商取引法の改正作業に従事している。消費者法制の適切な立法作業には、消費者被害の実態や消費者訴訟事件の実情を知った弁護士が従事しなくてはならないという、長野弁護士の強い問題意識に基づいて、任期付公務員を目指すことを条件とした勤務弁護士を採用した結果であり、引き続き取り組まれている。社会の需要と時代の流れを見極めて、当事務所では、これからも弁護士の経験を活かしつつ、その枠を越えた活動を模索していきたいと考えている。

研究活動と弁護士業務との違い

客員弁護士 大瀬戸 豪志



東京から関西へ移って20年以上が経ちました。その間、立命館大学法学部と甲南大学法科大学院で研究教育に携わり、一昨年3月に教員生活を終えた後の2年間は弁護士の肩書だけで活動してまいりました。弁護士としての活動は、その期間を含めて10年近くになります。その間、大学での主たる研究領域であった知的財産法のうち、特許権、著作権及び商標権の侵害訴訟の代理人として裁判に携わったり、その他の裁判外の紛争処理に当たったこともあります。

そのような経験を通して大学での活動と弁護士業務との間の大きな違いとして感じられることは、自分の意見の影響の及び方です。大学では、自己の意見を論文や授業で開陳して、議論を闘わすのですが、他の研究者や学生に議論で負けたとしてもその影響が及ぶのは自分に対してだけです。悔しいと思うことはありますが、自分の財産や命までとられることはありません。これに対し、弁護士業務の場合、議論に負けて敗訴したときは、依頼者の財産がなくなったり、依頼者の自由や命までとられてしまうこともあります。議論の重みが全く違います。

弁護士経験を通して感じているもう一つの研究活動との違

いは、個人と組織との差です。社会現象が複雑化するにつれ、法学の世界でも組織的な研究が行われる場合が徐々に増えてきましたが、研究は一人で行うものという古くからの考え方がまだ強く残っています。私の専門分野である知的財産法の世界でも同様です。一方、弁護士活動に目をやると、とくに特許権に関する紛争では、弁護士が単独で事件を処理するということはほとんどありません。複数の弁護士が共同で事件を担当し、発明者本人や弁理士等の協力のもとに組織的に事件処理にあたるのが普通です。すべて一人で行う研究とはまったく違って、分野の異なる者が組織的に一体となって事件に取り組みます。そこでは、研究テーマと同じ論点・争点でありながらも、情報量や解決策の数などに大きな差異が生じます。両者を単純に比較することはできませんが、組織的な活動の方がより良い解決に導くことが多いように思われます。

これからの弁護士活動の遂行に当たって、上述のような弁護士の意見の重みと組織的な活動の有効性に留意して、依頼者からの信頼を得るべく業務に励む所存です。よろしく願いいたします。

日帰り小旅行

ステーキハウス三田屋と
宝塚観劇

まだまだ寒さが厳しい2月9日、ここ数年は食事会でしたが、久しぶりに日帰り小旅行に行ってきました。

今回のプランは、ステーキハウス三田屋での昼食会と、宝塚歌劇の観劇です。

まずは、烏丸御池から貸切バスへ乗り込み、宝塚方面に向かいます。

バスの車内では、その人に聞きたいことを事前を書いてもらった質問を基に、ひとりずつへの質問コーナーを行いました。普段はなかなかひとりずつ全員の前で話す機会がないのですが、好きな食べ物や最近ハマっていること、それぞれの近況等、皆のキャラクターや意外な話も聞けたひとコマとなりました。

真面目な質問から面白いものまで、様々な質問が飛び出し、あっという間に三田屋へ到着。小雪が舞う中、お待ちかねの神戸牛とのご対面です。

ステーキハウス三田屋では、名物の揮八郎ビールや揮八郎ハムを使ったサラダを始め、神戸牛まで存分に堪能することができました。特に神戸牛ロースのステーキはレアの状態です鉄板と共に提供され、焼き加減を自分で調整するもので、忘れられない美味しさでした。

そして食後は、宝塚大劇場にて星組公演のミュージカル・ブレイ「黒豹の如く」と「Dear DIAMOND!!-101カラットの永遠の輝き-」を観劇。この公演は、星組トップスター柚木礼音さん・同娘役夢咲ねねさんの退団公演でもあり、なんと客席最前列に雪組トップスターらも応援に駆けつけ、会場

は満席。期待が膨らみます。まずは柚木さんのために書き下ろされた「黒豹の如く」でハートを撃ち抜かれ、柚木さんをダイヤモンドに見立てたショー「Dear DIAMOND!!」では、すっかり虜に……。煌びやかで夢のような舞台と、ヅカファンでいっぱい会場の雰囲気に取り込まれ、気付けば手拍子をしたり、座席近くまで出演者が来られた際にはハイタッチをした人もいたなど、終始盛り上がりました。大階段でのフィナーレは全出演者がワワワワキラキラと本当に華やかで、「これぞ宝塚」と観る者を圧巻。約10kgもある真っ白の大きな羽根飾りをつけた柚木さんは一際美しく、格好良く、トップスターなる所以を肌で感じる事ができました。

帰りの車中では野々山弁護士による、京都ご当地クイズ大会が催されました。

京都に住んでいても、知らないことも多く難しいクイズで、京都生まれ京都市育ちの長谷川弁護士が早々と勝ち抜けていました。

勝者には、豪華宝塚歌劇グッズが賞品として手渡され、いいお土産になりました。

久しぶりの事務所小旅行となりましたが往復の車中でのイベント、お食事から観劇にと盛りだくさんな内容で充実した1日になったのではないかと思います。

日頃は接することのできない皆さんの一面を見ることができ、事務所全体で貴重な体験をすることによって、一体感も生まれたのではないのでしょうか。

編集後記



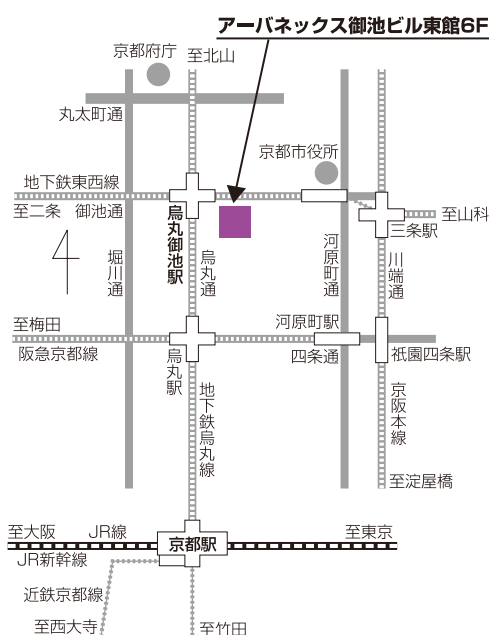
これまでの当事務所の軌跡とこれからの当事務所の目標を内容にした「燦」の20周年号はいかがだったでしょうか。各弁護士や各事務局の思いが伝われば幸いです。また、特集の一環として、事務所開設時から現在までの年表を作成しました。当事務所の発展の経緯がよく分かるものとなったと思います。そして、元最高裁判事の奥田昌道京都大学名誉教授と直野信之京都新聞社会福祉事業団常務理事から原稿をいただくとともに、当事務所に弁護士として在籍していた方々から

も原稿をいただくなど、盛り沢山な内容となったと思います。

当事務所は、20周年を迎えましたが、今後も、社会のフェアネスの実現と専門的かつ総合的な法的サービスの提供を目指して、日々研鑽に励む所存です。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、燦およびホームページに関するご意見、ご感想をお寄せいただければ幸いです。

事務所へのアクセス



京都市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士バッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN（太陽）にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。
(創刊号巻頭言より)



発行人 御池総合法律事務所

編集者 野々山 宏 福市 航介
山中 櫻子 山本 詩歩